

◆ 第 2 部 ◆

出入国管理をめぐる近年の状況

第1章 外国人の出入国の状況

第1節 外国人の出入国者数の推移

① 外国人の入国

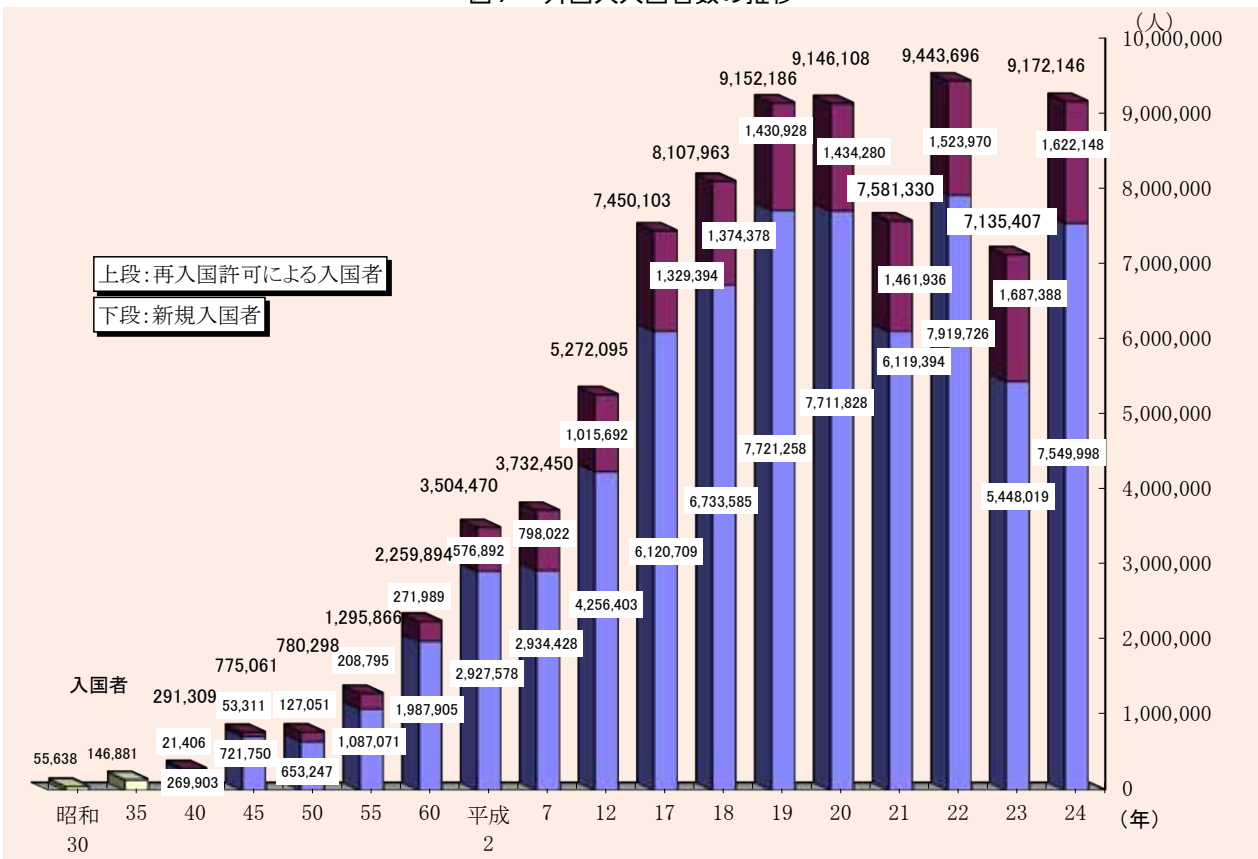
(1) 入国者数

我が国への外国人入国者数は、出入国管理に関する統計を取り始めた昭和25年は約1万8千人とわずかであったが、27年4月28日に「日本国との平和条約」（昭和27年条約第5号）が発効したことに伴って我が国が完全な主権を回復し、出入国管理令に基づいて入国の許否を決することとなり、また、その後、航空機の大型化、ジェット化が進むなど国際輸送手段の整備によって外国渡航の割安感、便利さの高まりによりほぼ一貫して増加の途をたどり、53年には100万人、59年には200万人、平成2年には300万人、8年には400万人、12年には500万人、19年には900万人の大台をそれぞれ突破した。24年は、23年の713万5,407人と比べ203万6,739人（28.5%）増の917万2,146人と、大幅に増加している。

平成24年における外国人入国者数917万2,146人のうち「新規入国者」数は754万9,998人で、23年の544万8,019人と比べ210万1,979人（38.6%）増加し、「再入国者」数は162万2,148人で、23年の168万7,388人と比べ6万5,240人（3.9%）減少している。

なお、外国人入国者数及び新規入国者数の増加率は過去最大であった。増加の要因としては、格安航空会社（LCC）の新規就航等による航空座席供給量の拡大や航空運賃の低価格化等が、東日本大震災の発生以降落ち込んでいた観光客の回復を後押ししたものと考えられる（図7）。

図7 外国人入国者数の推移

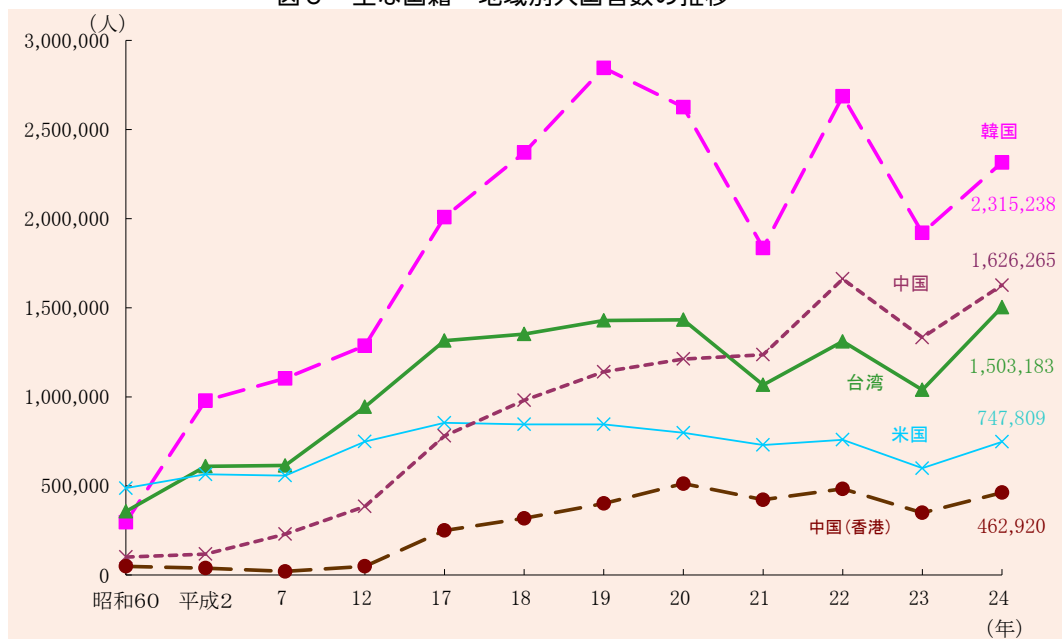


(注) 昭和30年及び35年は、入国者の内訳を算出していない。

(2) 国籍・地域別

平成24年における外国人入国者数を国籍・地域別に見ると、韓国が231万5,238人と最も多く、入国者全体の25.2%を占めている。以下、中国162万6,265人（17.7%）、台湾150万3,183人（16.4%）、米国74万7,809人（8.2%）、中国（香港）46万2,920人（5.0%）の順となっている（注）。このうち、近隣の国・地域である韓国、中国、台湾の3か国・地域で入国者数全体の59.4%と半数以上を占めており、また、上位5か国・地域で全体の72.6%を占めている。このうち、韓国は昭和63年に米国を抜いて第1位となって以来その座にあり、海外渡航に係る規制緩和がなされ、韓国人で「短期滞在」を目的とする者に対して実施期間を限定しない査証免除措置が平成18年3月にとられたことなど、両国間の人の交流拡大のための様々な施策が功を奏したものと考えられる。また、中国からの入国者数は査証発給の緩和措置がとられ日本への観光旅行が比較的容易となったことなどから年々増加しており、4年連続で第2位の座にある（図8）。

図8 主な国籍・地域別入国者数の推移



上位5か国の国籍・地域について平成23年と24年で入国者数を比較すると、韓国が39万5,362人（20.6%）増加、中国が29万3,565人（22.0%）増加、台湾が46万4,249人（44.7%）増加、米国が14万8,303人（24.7%）増加、中国（香港）が11万3,182人（32.4%）増加している。

（注） 出入国関係の統計においては、中国本土を「中国」、台湾を「台湾」と記載している。また、香港については、中国国籍を有する者で中国香港特別行政区旅券（SAR（Special Administrative Region）旅券）を所持する者（有効期間内の旧香港政庁発給の身分証明書を所持する中国籍者を含む。）を「中国（香港）」、香港の居住権を有する者で英国政府の発給した香港英国海外国民旅券（BNO（British National Overseas）旅券：香港居住者のみを対象とする英国旅券）を所持する者（有効期間内（1997年6月30日以前）に旧香港政庁発給の英国（香港）旅券を所持し入国した者を含む。）を「英国（香港）」と記載している。BNO旅券は更新発給が制限されており、順次SAR旅券に移行している。

他方、在留外国人関係の統計においては、平成23年までの外国人登録者数の「中国」は台湾を含んだ数であり、24年の在留外国人数（中長期在留者と特別永住者の合計）の「中国」は「台湾」のうち既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード及び特別永住者証明書の交付を受けた人を除いた数である。また、BNO旅券所持者は「英国」に含まれている。

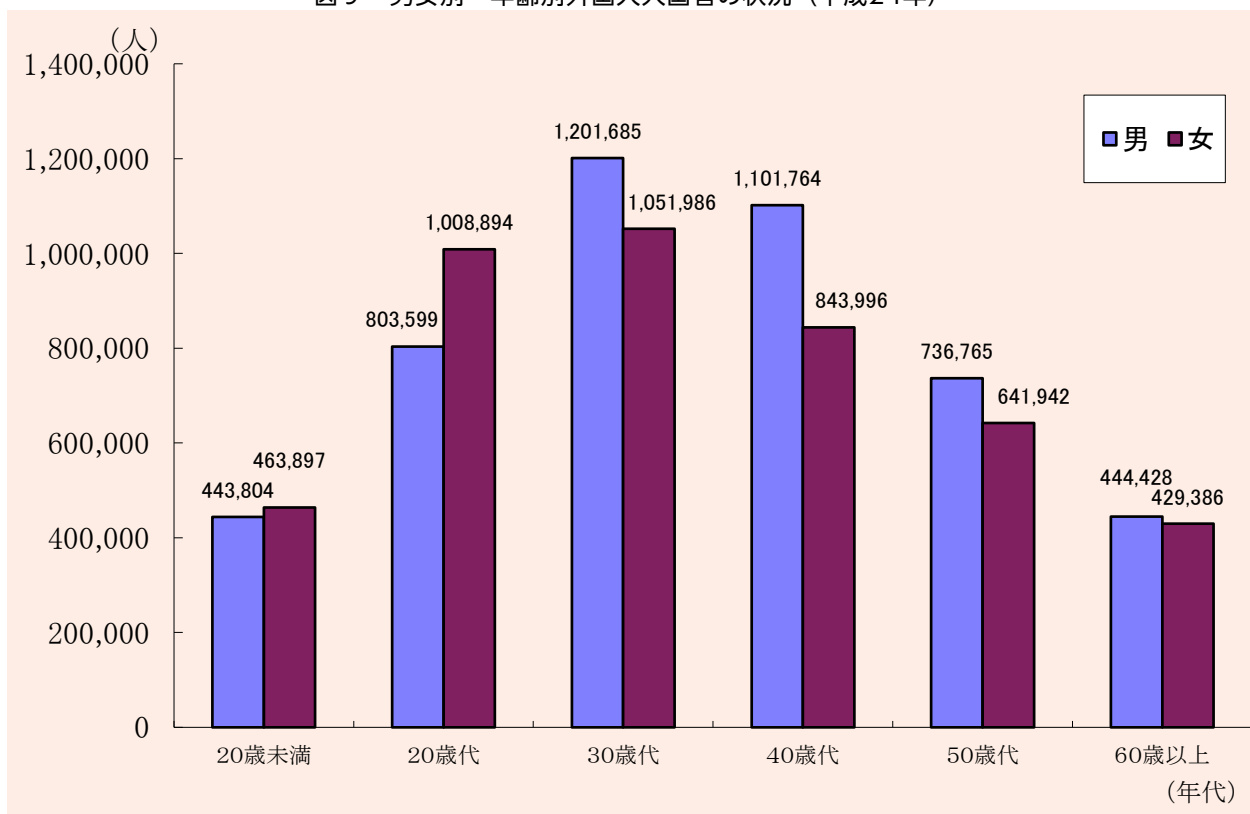
なお、在留外国人数の統計上、韓国人・朝鮮人については、「韓国・朝鮮」として一括集計している。

(3) 男女別・年齢別

平成24年における外国人入国者数について男女別に見ると、男性473万2,045人、女性444万101人であり、男女比率は、男性が全体の51.6%、女性が48.4%となっており、若干男性が女性を上回っている。

次に、平成24年について年齢別に見ると、30歳代が最も多く、入国者全体の24.6%となっている。さらに、年齢別の男女構成比で見ると、30歳代以上の年齢層では男性の比率が高く、20歳代以下の年齢層では女性の比率が高いことが特徴的である（図9）。

図9 男女別・年齢別外国人入国者の状況（平成24年）



(4) 目的（在留資格）別

平成24年における新規入国者数は754万9,998人で、これを目的（在留資格）別に見ると、「短期滞在」が724万6,072人で最も多く、新規入国者全体の96.0%を占めており、次いで、「技能実習1号口」6万2,039人（0.8%）、「留学」5万7,579人（0.8%）、「興行」3万4,969人（0.5%）の順となっている（表2）。

表2 在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成20	21	22	23	24
総	数	7,711,828	6,119,394	7,919,726	5,448,009	7,549,998
外	交	12,029	10,183	11,167	9,678	10,977
公	用	24,358	22,229	27,000	19,563	26,991
教	授	2,456	2,639	2,639	2,420	2,595
芸	術	222	226	256	221	281
宗	教	828	771	713	737	737
報	道	226	170	136	59	51
投	資・経	919	857	896	838	820
法	律・会	2	4	3	4	4
医	療	1	6	2	7	9
研	究	563	592	528	423	438
教	育	2,930	2,499	2,339	2,540	2,312
技	術	9,212	3,363	2,852	4,178	5,216
人	文知	5,690	4,167	4,113	4,658	4,993
企	業内	7,307	5,245	5,826	5,348	6,126
興	行	34,994	31,170	28,612	26,112	34,969
技	能	6,799	5,384	3,588	4,178	4,910
技	能実			2,282	5,178	5,876
技	能実			23,720	60,847	62,039
技	能実			-	-	4
技	能実			-	227	49
文	化活	3,378	3,557	3,159	2,729	3,104
短	期滞	7,367,277	5,822,719	7,632,536	5,180,961	7,246,072
留	学	58,116	66,149	63,478	49,936	57,579
研	修	101,879	80,480	51,725	16,079	17,957
家	族滞	22,167	20,540	19,486	18,165	20,653
特	定活	8,413	9,863	11,972	12,954	12,659
日	本人	19,975	14,951	11,452	10,766	10,855
永	住者	1,964	1,684	1,068	1,392	1,877
定	住者	20,123	9,946	8,178	7,811	9,845
一	時庇	-	-	-	10	

(注1) 平成22年7月1日から「技能実習(1号イ, ロ, 2号イ, ロ)」が新設された。

(注2) 「技能実習2号」の在留資格による新規入国は、上陸のための条件を定める入管法第7条第1項に適合しないため認められないものであるが、東日本大震災及び福島第1原子力発電所の事故を理由に、実習の途中で、再入国許可によらず出国した「技能実習2号」により在留していた外国人に対しては、その実習活動を継続させるため、平成23年4月から特別措置として、入管法第12条に定める上陸特別許可により入国を認めている。

(注3) 平成22年7月1日から「就学」の在留資格が「留学」へ一本化されたことから、平成20年から22年までの「留学」は、「留学」と「就学」を合算した数である。

(注4) 平成24年から、一時庇護は特例上陸許可件数として計上することとしたため、本表からは除外した。

この新規入国者数は、言わば、我が国における外国人の人の流れを示す「フロー」に当たるものであり、後記の在留外国人数が我が国におけるある時点での滞在者の数を示す「ストック」という関係になる。

ア 「短期滞在」

平成24年における「短期滞在」の在留資格による新規入国者数について、更に詳細に見ると、観光を目的とした外国人は522万1,032人で新規入国者全体の69.2%を占め、商用を目的とした外国人が134万4,227人（17.8%）で続いている（図10）。特に観光客の動向は、各種イベントの開催や為替レートの動向、さらには観光客誘致のための各種施策の実施等、我が国をめぐる様々な事情に影響されやすく、そうした短期滞在者が大部分を占める外国人新規入国者数の推移は、結局その時期の我が国の社会状況や国内外の動向を反映しているといえることができる。

なお、この在留資格をもって在留する外国人は、就労活動に従事することができないことに加え、比較的簡易な手続により入国を認めていることもあって、他の在留資格への変更は原則としてできないことになっている（入管法第19条、第20条）。

また、観光を目的とした新規入国者数について国籍・地域別に見ると、韓国が142万7,902人で最も多く、観光を目的とした新規入国者全体の27.3%を占めている。以下、台湾128万8,035人（24.7%）、中国64万4,213人（12.3%）、中国（香港）42万3,481人（8.1%）の順となっている。韓国、台湾及び中国からの観光客で6割を超えており、今後もこれらの国・地域からの観光客の誘致が積極的に行われていくものと思われる（図11）。

図10 「短期滞在」の在留資格による目的別新規入国者数の推移

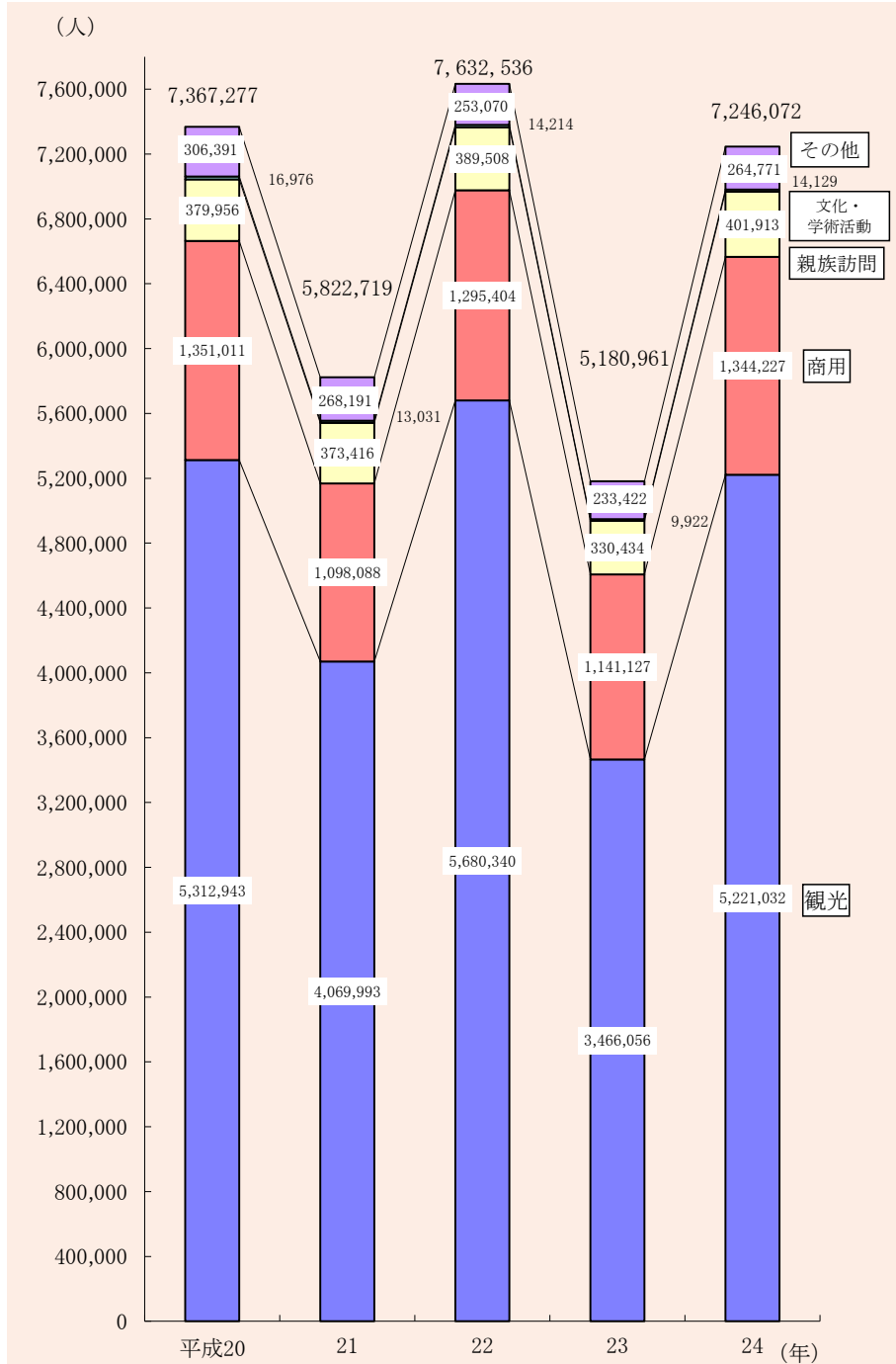
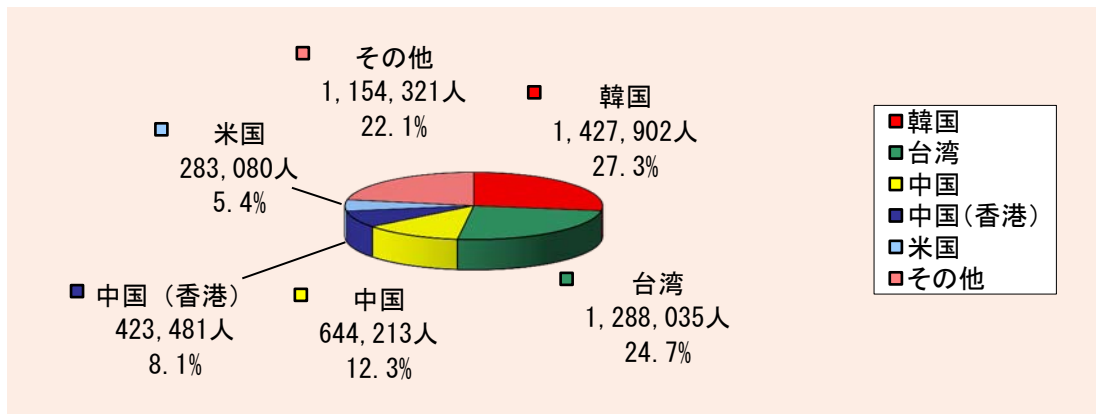


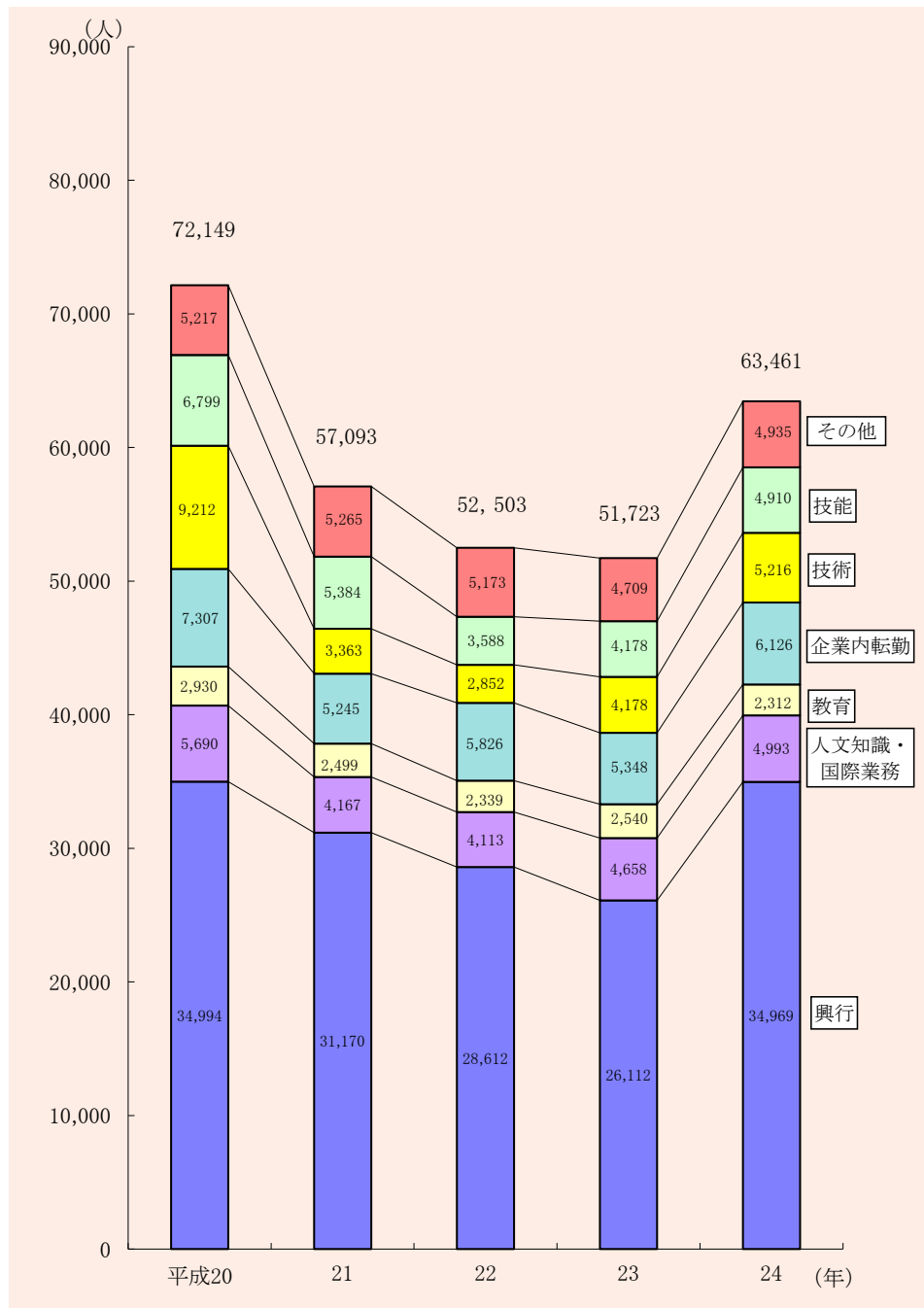
図11 観光を目的とした国籍・地域別新規入国者数（平成24年）



イ 専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人

平成24年における専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格（法別表第一の一の表及び二の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。）による新規入国者数は6万3,461人であり、23年と比べ1万1,738人（22.7%）増加している（図12）。

図12 専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の推移



（注） 法別表第一の一の表、二の表及び五の表のうち、「外交」、「公用」、「技能実習」及び「特定活動」を除く。

平成24年における新規入国者全体に占める、専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の割合は0.8%である。

以下、就労を目的とする外国人のうち、特徴的なカテゴリーの動向を見ていくこととする。

a 「技術」, 「人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」(資料編2統計(1)) 2-1, 3-1, 4-1)

一般企業で就労する外国人社員に相当する在留資格での平成24年における新規入国者数は、「技術」5,216人, 「人文知識・国際業務」4,993人, 「企業内転勤」6,126人の計1万6,335人となっており, 23年と比べ, 「技術」は1,038人(24.8%), 「人文知識・国際業務」は335人(7.2%), 「企業内転勤」は778人(14.5%)増加しており, これらの在留資格の合計では2,151人(15.2%)増加している。

「技術」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると, 中国1,734人(33.2%), インド847人(16.2%), ベトナム802人(15.4%), 韓国403人(7.7%)の順となっており, これら4か国で「技術」の在留資格による新規入国者全体の72.6%を占めている。なお, 平成20年のリーマン・ショック後の減少傾向のほか, 21年の世界的な景気後退の影響もあり, 「技術」の在留資格による新規入国者数が大幅に減少していたが, 23年から増加に転じ, 24年は23年と比べ1,038人(24.8%)増加している。

また, 「人文知識・国際業務」の在留資格による新規入国者数について見ると, 米国1,016人(20.3%), 中国902人(18.1%), 韓国603人(12.1%), 英国304人(6.1%)の順となっており, これら4か国で「人文知識・国際業務」の在留資格による新規入国者全体の56.6%を占めている。

さらに, 「企業内転勤」の在留資格による新規入国者数について見ると, 中国1,967人(32.1%), フィリピン669人(10.9%), インド505人(8.2%), 韓国491人(8.0%), の順となっており, これら4か国で「企業内転勤」の在留資格による新規入国者全体の59.3%を占めている。

b 「技能」(資料編2統計(1) 6-1)

外国特有の分野における熟練した職人ともいうべき「技能」の在留資格による新規入国者数は, 平成13年以降減少し, 16年に増加に転じた後, 21年から再度減少に転じていたところ, 23年から再度増加に転じ, 24年は23年と比べ732人(17.5%)増加の4,910人となった。

平成24年における「技能」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると, 外国料理の調理人がこの在留資格の多くを占めていることもあって, 中国2,920人(59.5%), ネパール809人(16.5%), インド432人(8.8%), タイ162人(3.3%)の順となっており, これら4か国で「技能」の在留資格による新規入国者全体の88.0%を占めている。

c 「興行」(資料編2統計(1) 5-1)

「興行」の在留資格による新規入国者数は、平成13年以降一貫して増加していたところ、17年以降減少していたが、24年は増加に転じ、23年と比べ8,857人(33.9%)増加の3万4,969人となり、専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格の中では最も大きな割合を占めている。18年に在留資格「興行」に係る基準省令の見直しを行い、上陸審査・在留審査の厳格化が図られた後、前年から増加したのは初めてである。

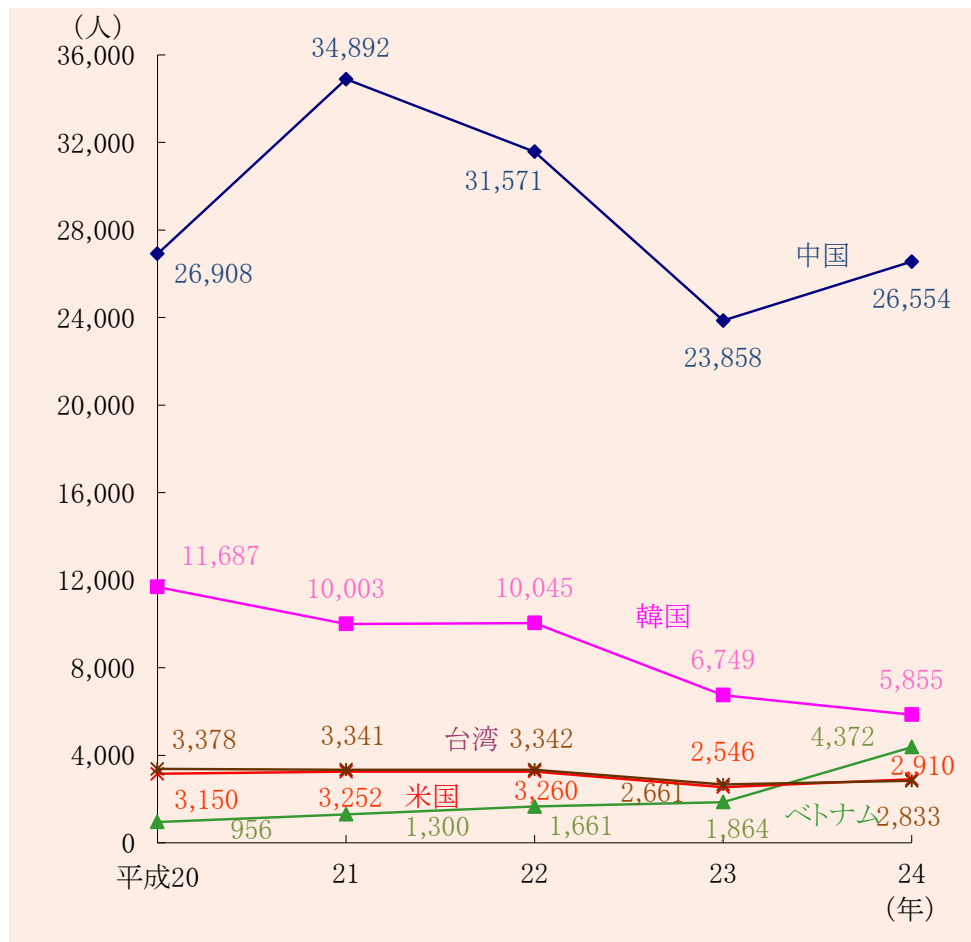
平成24年における「興行」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると、韓国6,528人(18.7%)、米国6,514人(18.6%)、英国2,916人(8.3%)、フィリピン1,984人(5.7%)、ロシア1,982人(5.7%)の順となっている。このうち、韓国は23年と比べ3,349人(105.3%)増加している。

ウ 「留学」(資料編2統計(1) 9-1)

平成24年における「留学」の在留資格による新規入国者数は、23年と比べ7,643人(15.3%)増加の5万7,579人となっており、地域別に見ると、アジアからの学生が大部分を占めている(83.4%)。

国籍・地域別に見ると、中国が2万6,554人で全体の46.1%を占めており、これに韓国5,855人(10.2%)が続いている。平成23年と比べ中国は2,696人(11.3%)増加、韓国は894人(13.2%)減少している(図13)。

図13 「留学」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移



(注) 平成22年7月1日から「就学」の在留資格が「留学」へ一本化されたことから、20年から22年までの「留学」は、「留学」と「就学」を合算した数である。

エ 「研修」・「技能実習1号」（資料編2統計(1) 7-1, 10-1)

平成24年における「研修」の在留資格による新規入国者数は1万7,957人であり、23年と比べ1,878人(11.7%)増加している。21年7月に成立した入管法等改正法の新たな研修・技能実習制度が22年7月1日から施行されたことに伴い、「研修」の在留資格は、非実務のみの研修又は公的研修のみが対象となったことから減少を続けていたが、24年には増加に転じた。

地域別に見ると、研修生の派遣が多い近隣諸国を中心とするアジアが、平成24年には1万1,942人で全体の66.5%を占めており、今後もこの傾向は続くと考えられる。アジア以外では、アフリカ3,073人(17.1%)、南アメリカ954人(5.3%)となっている。

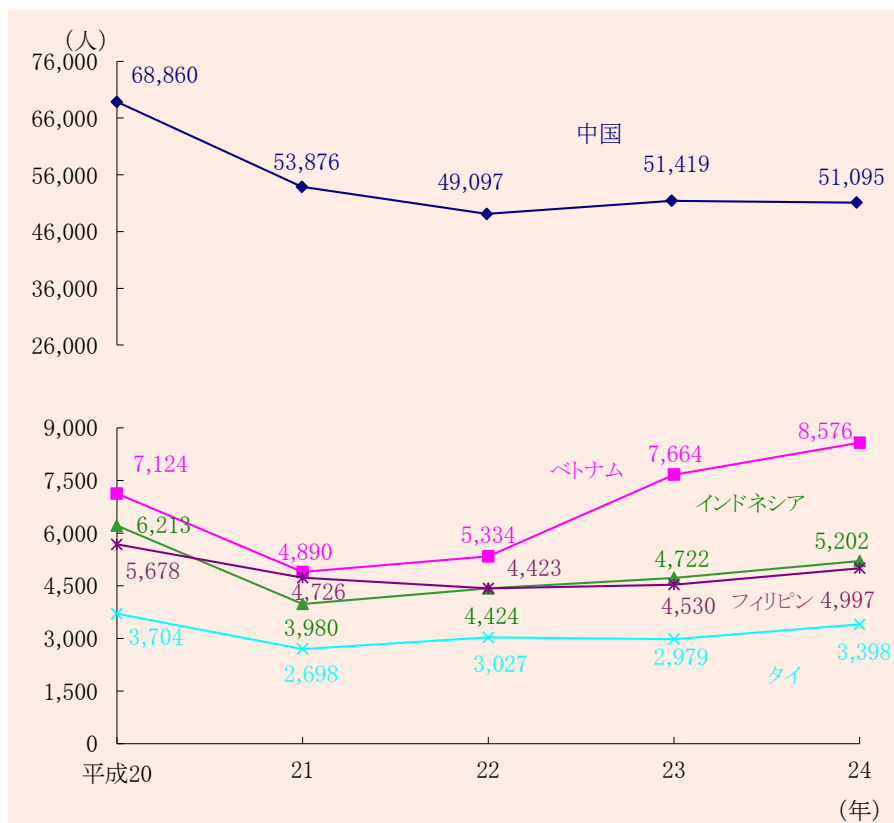
国籍・地域別に見ると、中国1,923人(10.7%)、タイ1,404人(7.8%)、インドネシア1,384人(7.7%)、ベトナム1,127人(6.3%)の順となっている(図14)。

他方、雇用契約に基づく技能等修得活動を行う場合は、入管法等改正法により新設された「技能実習1号」(法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動)の在留資格の対象となる。

平成24年における「技能実習1号」の在留資格による新規入国者数は6万7,915人であり、23年と比べ1,890人(2.9%)増加している。

国籍・地域別に見ると、中国が4万9,172人で全体の72.4%を占め、以下、ベトナム7,449人(11.0%)、フィリピン4,264人(6.3%)、インドネシア3,818人(5.6%)の順となっている。平成23年と比べ中国は139人(0.3%)減少、ベトナムは817人(12.3%)、フィリピンは509人(13.6%)、インドネシアは282人(8.0%)増加している(図14)。

図14 「研修」及び「技能実習1号」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移



(注) 平成21年までは「研修」、22年からは、「研修」に「技能実習1号」を合算した数である。

オ 身分又は地位に基づいて入国する外国人(資料編2統計(1) 13-1, 14-1)

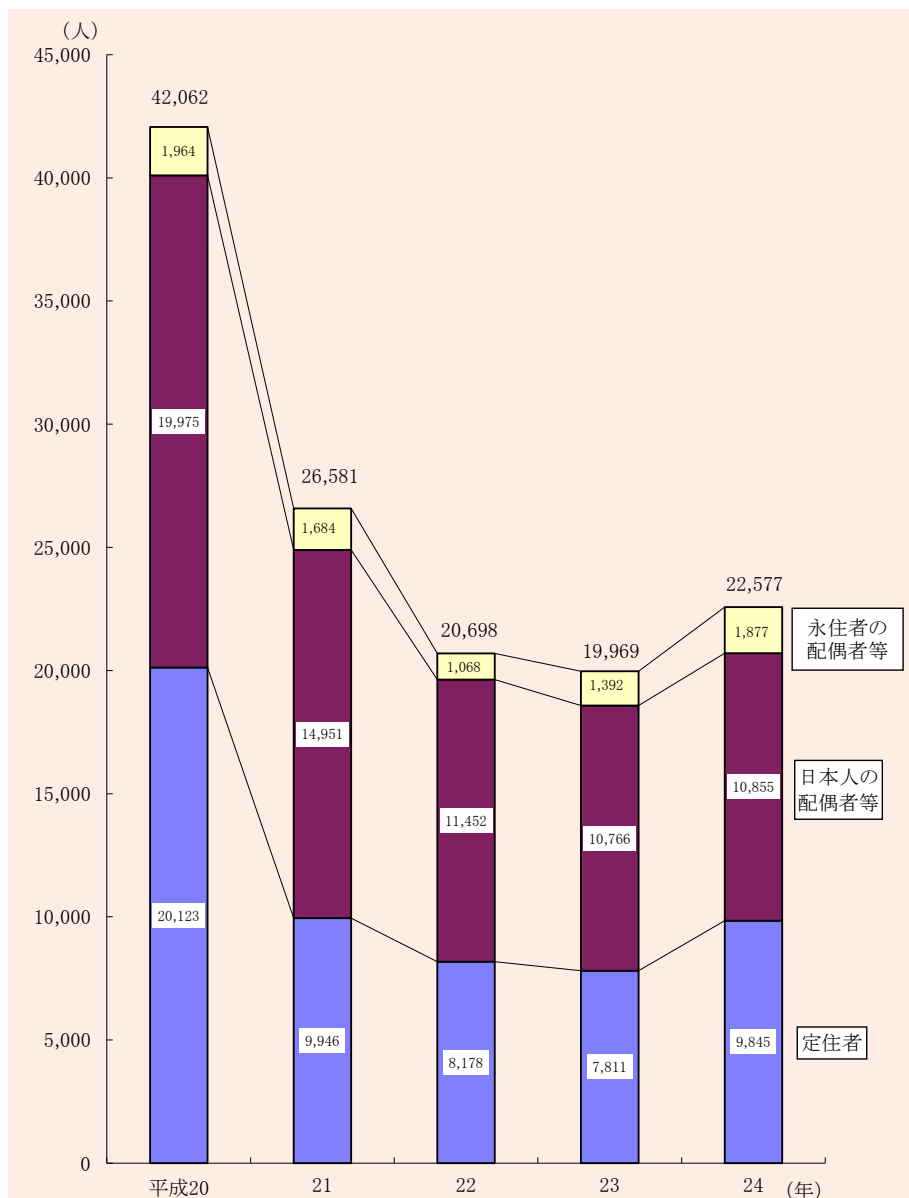
身分又は地位に基づいて入国する外国人の在留資格には、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」及び「定住者」がある(「永住者」の在留資格は、外国人の入国時点に付与されることはない(入管法第7条第1項第2号))。

平成24年における「日本人の配偶者等」の在留資格による新規入国者数は1万855人、「永住者の配偶者等」の在留資格は1,877人となっており、23年と比べ「日本人の配偶者等」は89人(0.8%)、「永住者の配偶者等」は485人(34.8%)増加している。

平成24年における「定住者」の在留資格による新規入国者数は9,845人で23年と比べ2,034人(26.0%)増加している。

「日本人の配偶者等」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると、中国が3,854人(35.5%)で最も多く、これにフィリピン2,508人(23.1%)、ブラジル1,067人(9.8%)と続いている。また、「定住者」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると、ブラジルが3,237人(32.9%)で最も多く、これにフィリピン2,736人(27.8%)、中国2,268人(23.0%)と続いている(図15)。

図15 身分又は地位に基づく在留資格による新規入国者数の推移



② 特例上陸

平成24年における特例上陸の許可を受けた者の数は220万4,644人であり、23年と比べ28万8,939人（15.1%）増加している。

このうち、乗員上陸許可を受けた者の数は206万4,409人であり、特例上陸許可を受けた者の全体の93.6%と大部分を占め、寄港地上陸許可を受けた者の数が13万6,916人（6.2%）でこれに続いている（表3）。

表3 特例上陸許可件数の推移

(件)

区分	年	平成20	21	22	23	24
総	数	2,079,981	1,888,704	1,972,090	1,915,705	2,204,644
寄	港 地 上 陸	31,908	34,658	24,355	15,058	136,916
通	過 上 陸	451	394	458	2,296	2,862
乗	員 上 陸	2,047,221	1,853,267	1,946,807	1,897,714	2,064,409
緊	急 上 陸	314	368	381	351	370
遭	難 上 陸	87	17	89	286	82
一	時 庇 護 上 陸	(-)	(-)	(-)	(10)	5

(注) 平成24年から、一時庇護上陸は特例上陸許可件数として計上することとした。

以下では、特例上陸の許可を種類別に見ることとする。

(1) 寄港地上陸の許可

平成24年における寄港地上陸の許可を受けた者の数は13万6,916人であり、23年と比べ12万1,858人（809.3%）と大幅に増加している。これは、24年6月から大型クルーズ船の乗客に対して寄港地上陸許可を活用した新たな審査方式を開始したことが大きな要因である（後記第3部第3章第1節3参照）。

(2) 通過上陸の許可

平成24年における通過上陸の許可を受けた者の数は2,862人であり、23年と比べ566人（24.7%）増加している。

(3) 乗員上陸の許可

平成24年における乗員上陸の許可を受けた者の数は206万4,409人であり、23年と比べ16万6,695人（8.8%）増加している。

(4) 緊急上陸の許可

平成24年における緊急上陸の許可を受けた者の数は370人であり、23年と比べ19人（5.4%）増加している。

(5) 遭難による上陸の許可

平成24年における遭難による上陸の許可を受けた者の数は82人であり、23年と比べ204人（71.3%）減少している。

(6) 一時庇護のための上陸の許可

平成24年における一時庇護のための上陸の許可を受けた者の数は5人であり、23年と比べ5人（50.0%）減少している。

③ 外国人の出国

再入国許可を得て出国する者を除く、いわゆる「単純出国者」数は、平成24年では740万3,884人となっており、23年と比べ198万8,890人（36.7%）増加している。

このうち、滞在期間15日以内の出国者数は682万277人で、全体の92.1%と大部分を占め、さらに、3月以内の出国者数で見ると725万4,523人で、全体の98.0%に及んでいる（表4）。

表4 滞在期間別外国人単純出国者数の推移

(人)

年 滞在期間	平成 20	21	22	23	24
総数	7,592,261	6,046,150	7,865,081	5,414,994	7,403,884
15日以内	6,958,485	5,423,103	7,229,477	4,892,797	6,820,277
15日を超えて 1月以内	252,854	237,515	266,227	185,550	244,373
1月を超えて 3月以内	207,055	179,882	187,725	157,804	189,873
3月を超えて 6月以内	34,243	30,638	29,777	25,972	31,638
6月を超えて 1年以内	49,009	48,709	43,085	38,686	32,259
1年を超えて 3年以内	68,933	85,253	80,770	84,909	57,275
3年を超える	18,618	35,945	24,976	26,308	26,879
不詳	3,064	5,105	3,044	2,968	1,310

コラム 入管行政の最前線から（出入国審査担当入国審査官の声） （東京入国管理局羽田空港支局第三審査部門：門脇麻紗子）

平成24年中、羽田空港は約790万人もの旅客の利用があり、26年3月には拡張された国際線ターミナルの暫定運用も予定されており、更なる利用者数の増加が見込まれています。

そこで、私たち入国審査官に求められることは、「円滑かつ厳格な審査」という二つの審査の両立です。上陸審査に際しては、速やかに審査をすることが基本ですが、一方では、空港での水際対策として、厳格な審査を必要とする場合もあります。限られた審査時間の中では、その見極めが重要となります。

私は羽田空港支局新設時から約2年間、出入国審査を行う傍ら鑑識業務にも従事しました。旅券の製本方法から始まり、偽変造文書の見分け方や各国が用いている数々の偽変造防止対策などは、どれも鑑識業務を通じて学んだ興味深い知識であり、また、入国審査官として仕事をする上においても大変役立つものでした。出入国審査で必要な判断力をより正確なものにするため、これらの知識を生かしながら、業務に取り組む毎日です。



羽田空港は24時間空港のため、遅延便があったり深夜・早朝便があったりと、体力的につらい日も少なからずありますが、同じ現場で働く仲間と励まし合い、助け合いながら乗り切っています。

日本に滞在する外国人の方の在留審査と違い、空港の審査ブースでの出入国審査は短い時間に行う必要がありますが、そんなわずかな時間の中でも、出入国の公正な管理に貢献するため、これからも基本に忠実に、すべての方に対してより良い審査を心掛けていきたいと思っています。

第2節 上陸審判状況

① 上陸口頭審理・異議申出案件の受理・処理



上陸口頭審理風景

平成24年における口頭審理の新規受理件数（入国審査官が上陸を許可しなかった外国人を特別審理官に引き渡した件数）は8,087件であり、23年と比べ2,867件（26.2%）減少している。

平成24年における口頭審理の新規受理件数の内訳を見ると、口頭審理に付された外国人の中で最も多いのは、不法就労等の違法な活動が目的であるにもかかわらず観光客等を装い上陸申請に及ぶなどの虚偽申請（入管法第7条第1項第2号不適合）が疑われる者で、このような事案は23年より3,160件（36.6%）減少して5,473件であり、新規受理件数の67.7%を占めている。次いで、偽変造旅券を行使して不法入国を企図するなどの有効な旅券・査証を所持していない（入管法第7条第1項第1号不適合）疑いがあるとの理由で引き渡された者は1,583件で、23年と比べ57件（3.7%）増加し、新規受理件数の19.6%を占めている。さらに、上陸拒否事由に該当する（入管法第7条第1項第4号不適合）疑いがあるとの理由で引き渡された者は1,028件で、23年と比べ240件（30.5%）増加し、新規受理件数の12.7%を占めている。また、19年11月20日から義務付けられている入国審査官に対する個人識別情報の提供を拒んだ者（入管法第7条第4項該当者）は、23年における特別審理官への引渡しは2名であったが、24年は1名であった（表5）。

表5 上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移

(件)

上陸条件	年	平成 20	21	22	23	24
総	数	12,660	9,930	7,365	10,954	8,087
偽変造旅券・査証行使事案等 （7条1項1号不適合）		1,365	1,300	1,116	1,526	1,583
虚偽申請等 （7条1項2号不適合）		9,722	7,470	5,105	8,633	5,473
申請に係る在留期間不適合 （7条1項3号不適合）		7	0	6	5	2
上陸拒否事由該当者 （7条1項4号不適合）		1,563	1,160	1,137	788	1,028
個人識別情報提供をしない者 （7条4項該当者）		3	0	1	2	1

平成24年における口頭審理の処理状況（注）を見ると、口頭審理の結果、上陸のための条件に適合していることが判明して上陸を許可した案件は2,179件で、23年と比べ539件（19.8%）減少している。

また、口頭審理における特別審理官の上陸のための条件に適合していない旨の認定に服して我が国からの退去を命じられた案件は1,606件で、平成23年と比べ549件（25.5%）減少している。上陸のための条件に適合していない旨の特別審理官の認定を不服として、法務大臣に対して異議を申し出た案件は3,901件で、23年と比べ1,832件（32.0%）減少している（表6）。

表6 口頭審理の処理状況の推移

(件)

区分	年	平成 20	21	22	23	24
総	数	12,661	9,938	7,304	10,993	8,109
上	陸	4,405	3,664	2,903	2,718	2,179
退	去	5,537	3,731	2,662	2,155	1,606
異	議	1,967	2,014	1,319	5,733	3,901
上	陸	368	249	231	209	318
そ	の	384	280	189	178	105

（注） 「その他」は、事件を他の港に移管した数及び申請人が口頭審理中に申請中のまま出国等したため事件が終止・中止となった数等である。

（注） 上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移（表5）の総数と口頭審理の処理状況の推移（表6）の総数が一致しない部分があるのは、年末に入国審査官から特別審理官に引き渡された場合、入国審査官から特別審理官に引き渡されてから口頭審理の処理までに年を越えることがあるためである。

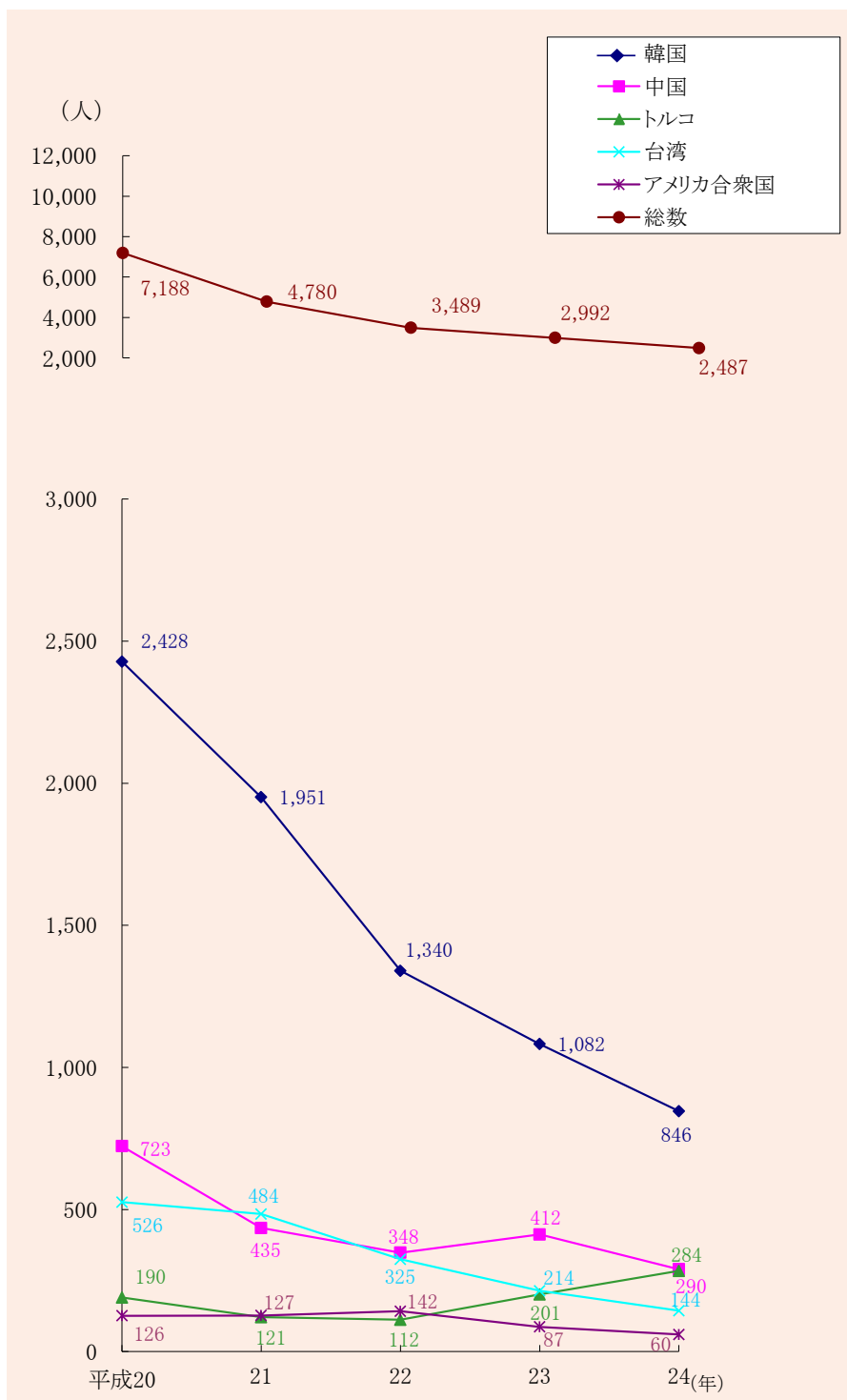
② 被上陸拒否者

被上陸拒否者とは、①口頭審理の結果、我が国からの退去を命じられた者、②法務大臣に対する異議申出の結果、我が国からの退去を命じられた者などである。

平成24年における被上陸拒否者数は2,487件で、23年と比べ505件（16.9%）減少している。

被上陸拒否者数を国籍・地域別に見ると、韓国846人（34.0%）、中国290人（11.7%）、トルコ284人（11.4%）の順となっており、上位3か国で全体の57.1%を占めている（図16）。

図16 主な国籍・地域別被上陸拒否者数の推移



③ 上陸特別許可

法務大臣が平成24年に上陸を特別に許可した件数は3,440件で、23年と比べ1,976件（36.5%）減少している（表7）。

表7 上陸審判の異議申出と裁決結果の推移

(件)

区分		年				
		平成 20	21	22	23	24
異議申出（注）		1,973	2,022	1,326	5,754	3,910
裁決結果	理由あり	10	5	18	18	22
	理由なし（退去）	492	361	291	303	333
	上陸特別許可	1,421	1,629	975	5,416	3,440
取下げ		42	20	21	8	63
未済		8	7	21	9	52

（注）異議申出件数には前年未済の件数を含む。

第3節 入国事前審査状況

① 査証事前協議

査証事前協議の処理件数は、平成24年は4,910件で、23年と比べ507件（11.5%）増加している。

② 在留資格認定証明書

在留資格認定証明書交付申請の処理件数は、平成24年は26万6,273件で、23年と比べ2万8,003件（11.8%）増加している。

なお、査証事前協議と在留資格認定証明書の審査とを合わせて入国事前審査というが、近年、在留資格認定証明書交付申請処理件数は一貫して入国事前審査処理件数全体の大部分を占めている（表8）。

表8 入国事前審査処理件数の推移

(件)

区分		年				
		平成 20	21	22	23	24
査証事前協議		6,661	6,505	4,882	4,403	4,910
在留資格認定証明書交付申請		329,032	273,989	248,523	238,270	266,273

（注）平成23年版及び24年版に掲載している本表「査証事前協議の区分」については、以下のとおり誤った数値（件数）が掲載されておりますのでご注意ください。

（正）平成22年 4,882 平成23年 4,403

（誤）平成22年 4,615 平成23年 6,325

第2章 外国人の在留の状況

第1節 在留外国人数

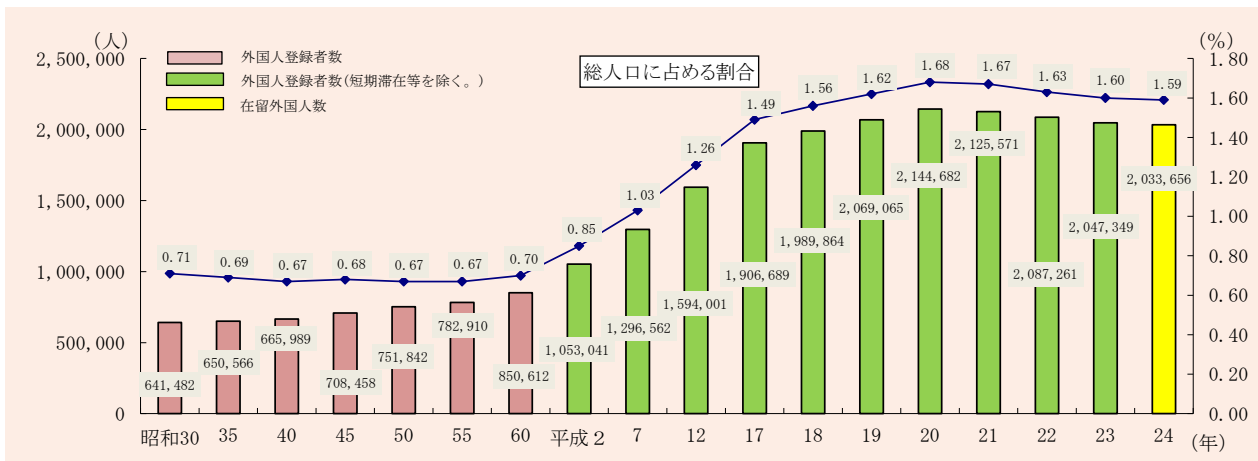
① 在留外国人数

外国人入国者数が外国人の「フロー」に関する統計であるとする、在留外国人数は、ある時点において外国人がどれだけ在留しているかを示す「ストック」に関する統計といえる。

我が国における平成24年末現在の中長期在留者数は165万2,292人、特別永住者数は38万1,364人で、これらを合わせた在留外国人数は203万3,656人であり（注1）、23年末現在の外国人登録者数（短期滞在等を除く。）（注2）と比べ1万3,693人（0.7%）減少している。外国人登録者数（短期滞在等を除く。）は、21年末から3年連続で減少したが、単純な比較はできないものの、24年末の在留外国人数の減少幅は前年までに比べ大幅に縮小した。

また、平成24年末現在における在留外国人数の我が国の総人口に占める割合は、我が国の総人口1億2,751万5,000人の1.59%に当たり、23年末の外国人登録者数（短期滞在等を除く。）の1.60%と比べ0.01ポイント低くなっている（図17）。

図17 外国人登録者数及び在留外国人数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移



(注1) 本数値は、各年12月末現在の統計である。

(注2) 昭和60年までは、外国人登録者数、平成2年から23年までは、外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数(外国人登録者数(短期滞在等を除く。))、24年は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。

(注3) 「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による、各年10月1日現在の人口を基に算出した。

(注1) これまで、外登法に基づき外国人登録をしている外国人の統計を作成してきたところ、平成24年7月に入管法等が改正されて新しい在留管理制度が導入されたことに伴い、外登法が廃止されたことから、新しい在留管理制度の対象となる「中長期在留者」及び「特別永住者」（以下、これらを合わせて「在留外国人」という。）を対象として、本邦に在留する外国人の実態についての統計の作成を行うこととした。

なお、この制度改正により対象範囲が異なることとなったため、在留外国人数と従来の外国人登録者数とを単純に比較することはできない。

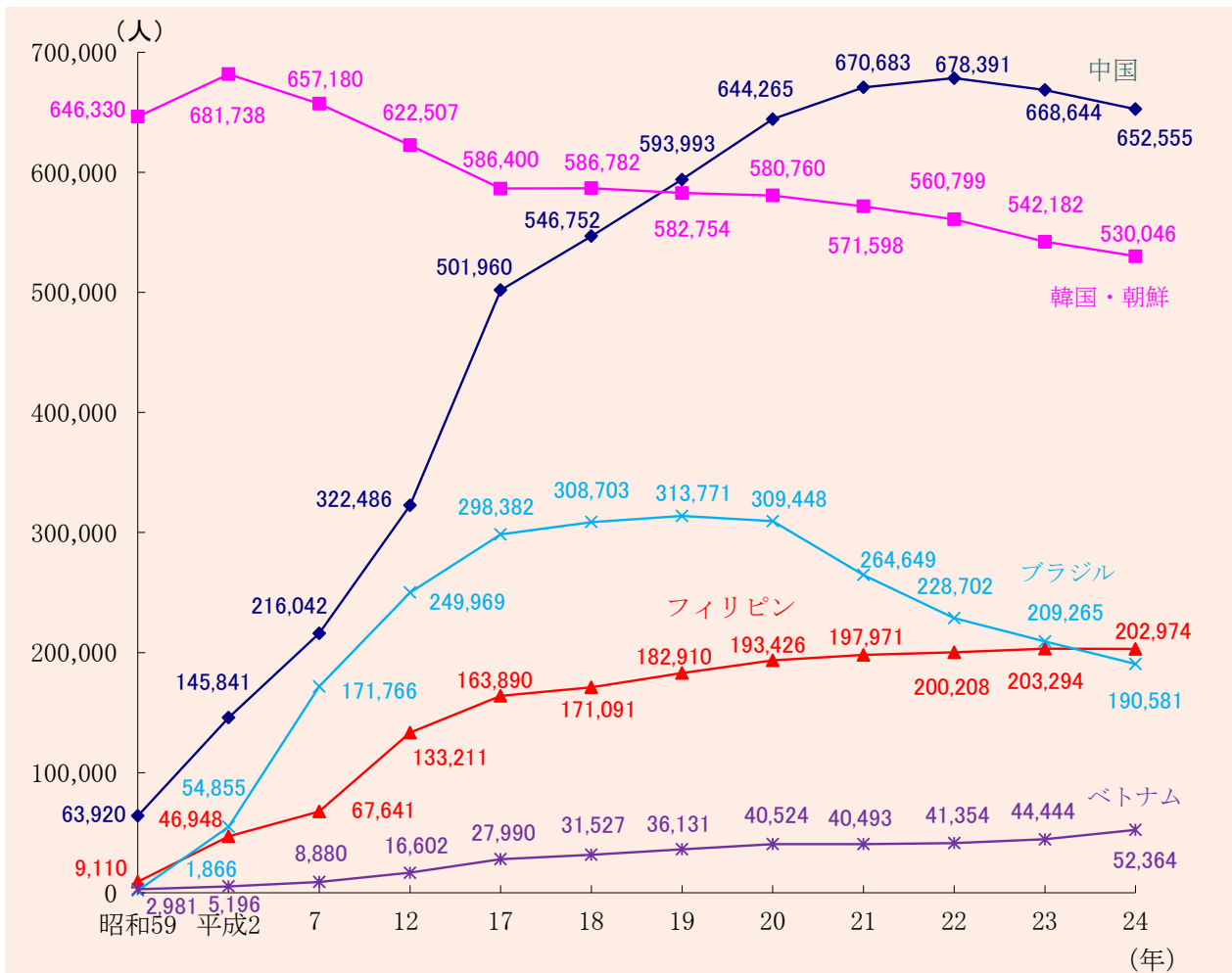
(注2) 平成2年から23年までは、外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数（以下「外国人登録者数（短期滞在等を除く。）」という。）を参考として図17に掲載している。

② 国籍・地域別

平成24年末現在における在留外国人数について国籍・地域別に見ると、中国が65万2,555人で全体の32.1%を占め、以下、韓国・朝鮮53万46人（26.1%）、フィリピン20万2,974人（10.0%）、ブラジル19万581人（9.4%）、ベトナム5万2,364人（2.6%）の順となっている。

年別の在留外国人数（平成23年までは外国人登録者数（短期滞在等を除く。））の推移を見ると、中国は23年末から引き続き減少し、24年末は23年末と比べ1万6,089人（2.4%）の減少、韓国・朝鮮は減少傾向が続き、24年末は23年末と比べ1万2,136人（2.2%）の減少、フィリピンは増加傾向が続いていたものの、24年末は減少に転じ、23年末と比べ320人（0.2%）の減少、ブラジルは19年末をピークに減少傾向にあり、24年末は23年末と比べ1万8,684人（8.9%）減少している。ベトナムは21年を除き増加傾向にあり、24年末は23年末に比べ7,920人（17.8%）増加している（図18（注））。

図18 主な国籍・地域別在留外国人数の推移



（注1）平成23年までは外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格及び特別永住者の数、24年は中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人数である。

（注2）平成23年までの「中国」は台湾を含んだ数であり、24年の「中国」は台湾のうち、既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード及び特別永住者証明書の交付を受けた人を除いた数である。

③ 目的(在留資格)別

(1) 「永住者」・「特別永住者」(資料編2統計(1) 12)

平成24年末現在の在留外国人数のうち最も多いのは、「永住者」(特別永住者を除く。)で、23年末の外国人登録者数と比べ2万6,061人(4.4%)増加の62万4,501人であり、全体の30.7%を占めている(表9)。

表9 在留資格別在留外国人数の推移

在留の資格		年	平成20	21	22	23	24
計 (①)			2,144,682	2,125,571	2,087,261	2,047,349	2,033,656
中長期在留者に該当し得る在留資格	教授		8,333	8,295	8,050	7,859	7,787
	芸術		461	490	480	461	438
	宗教		4,601	4,448	4,232	4,106	4,051
	報道		281	271	248	227	223
	投資・経営		8,895	9,840	10,908	11,778	12,609
	法律・会計業務		154	161	178	169	159
	医療		199	220	265	322	412
	研究		2,285	2,372	2,266	2,103	1,970
	教育		10,070	10,129	10,012	10,106	10,121
	技術		52,273	50,493	46,592	42,634	42,273
	人文知識・国際業務		67,291	69,395	68,467	67,854	69,721
	企業内転勤		17,798	16,786	16,140	14,636	14,867
	興行		13,031	10,966	9,247	6,265	1,646
	技能		25,863	29,030	30,142	31,751	33,863
	技能実習1号イ				2,707	3,991	4,121
	技能実習1号ロ				47,716	57,187	59,160
	技能実習2号イ				1,848	2,726	2,869
	技能実習2号ロ				47,737	78,090	85,327
	文化活動		2,795	2,780	2,637	2,209	2,320
	留学		138,514	145,909	201,511	188,605	180,919
	就学		41,313	46,759			
	研修		86,826	65,209	9,343	3,388	1,804
	家族滞在		107,641	115,081	118,865	119,359	120,693
	特定活動		121,863	130,636	72,374	22,751	20,159
永住者		492,056	533,472	565,089	598,440	624,501	
日本人の配偶者等		245,497	221,923	196,248	181,617	162,332	
永住者の配偶者等		17,839	19,570	20,251	21,647	22,946	
定住者		258,498	221,771	194,602	177,983	165,001	
特別永住者		420,305	409,565	399,106	389,085	381,364	

中長期在留者に該当し得ない在留資格(②)	72,744	60,550	46,890	31,159
短期滞在	40,407	33,378	29,093	23,978
未取得者	13,510	12,376	9,874	3,506
一時庇護	30	30	30	29
その他	18,797	14,766	7,893	3,646

外国人登録者数(①+②)	2,217,426	2,186,121	2,134,151	2,078,508
--------------	-----------	-----------	-----------	-----------

(注) 平成23年までは外国人登録者数、24年は中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。

「永住者」の中長期在留者数（平成23年までは外国人登録者数）について平成20年末から24年末までの推移を見ると、一貫して増加しており、24年末には、20年末の49万2,056人と比べ13万2,445人（26.9%）増加している。

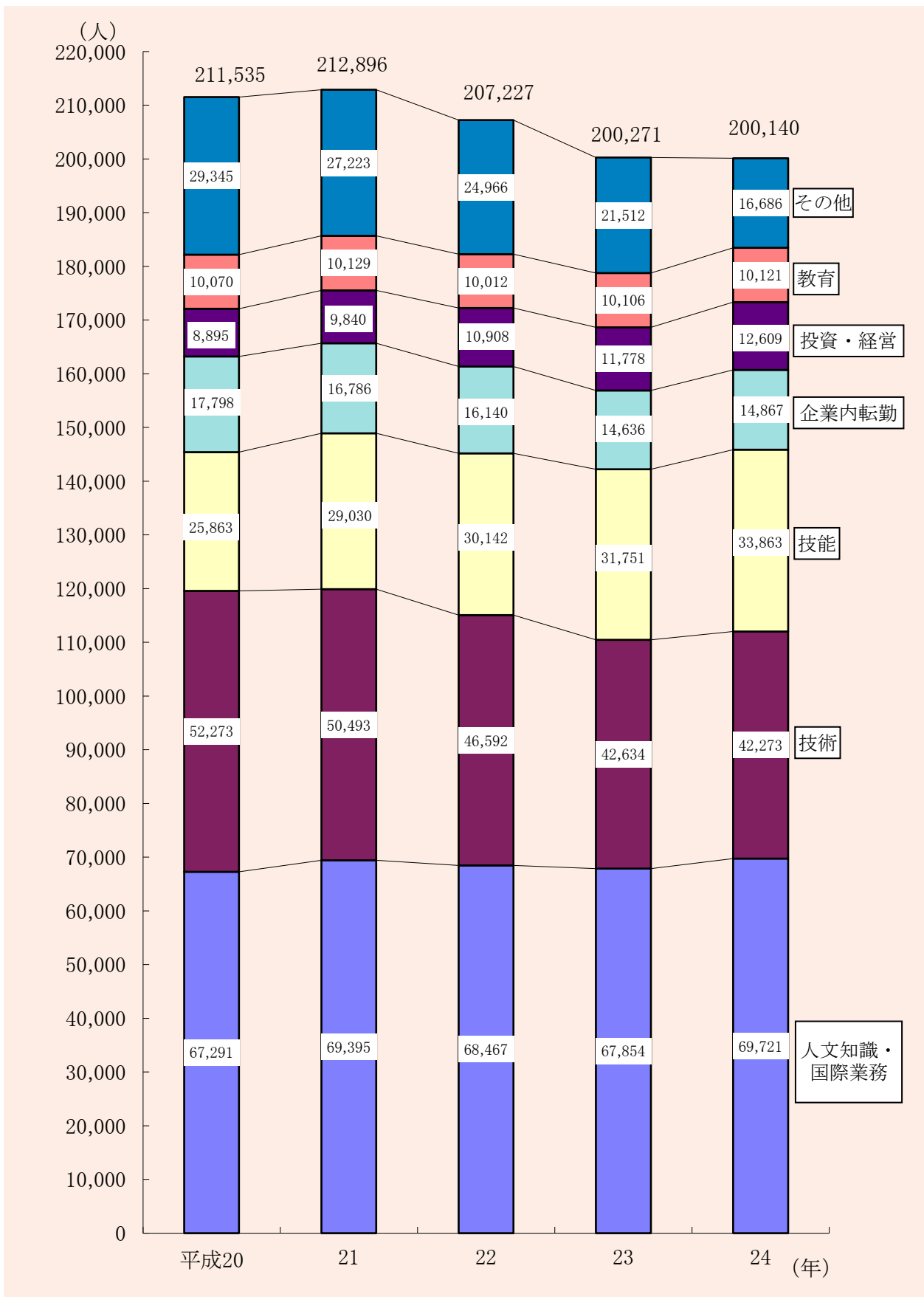
また、「永住者」を国籍・地域別に見ると、平成24年末では、中国が19万1,946人と最も多く、以下、ブラジル、フィリピン、韓国・朝鮮、ペルーの順となっている。

一方、平成18年まで最大構成比を占めていた特別永住者数は、年々減少しており、在留外国人数に占める割合も、それに伴い減少している。より長期的な期間の推移を見ると、「特別永住者」の地位に相当する外国人の割合は、戦後間もなくから昭和30年代までは90%近くを占めていたが、「特別永住者」の数自体が減少していることに加え、様々な目的を持って新たに来日した外国人（いわゆるニューカマー）の増加により、在留外国人全体に占める割合が低下傾向にあり、日本社会における在留外国人をめぐる状況の変遷を如実に表している。

(2) 専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人 (資料編2統計(1) 1-2~6-2)

平成24年末現在の専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格（法別表第一の一の表及び二の表に掲げる在留資格のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。）を持つ中長期在留者数は23年末の外国人登録者数と比べ131人(0.1%)減少の20万140人で、全体の9.8%であった。これについて20年末から24年末までの推移を見ると、在留外国人数（23年までは外国人登録者数）は増加傾向にあったが、22年末から減少に転じている（図19）。

図19 専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による中長期在留者数の推移



(注1) 平成23年までは外国人登録者数、24年は中長期在留者数である。

(注2) 法別表第一の一の表、二の表及び五の表のうち、「外交」、「公用」、「技能実習」及び「特定活動」を除く。

一般企業で就労する外国人社員に相当する「技術」、「人文知識・国際業務」又は「企業内転勤」の在留資格による中長期在留者数は、平成24年末現在、「技術」4万2,273人、「人文知識・国際業務」6万9,721人、「企業内転勤」1万4,867人であり、23年末の外国人登録者数と比べ、それぞれ361人（0.8%）減少、1,867人（2.8%）増加、231人（1.6%）増加している。

平成24年末現在において、「技術」、「人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」の中長期在留者数が専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格の中長期在留者総数に対して占める割合は、それぞれ21.1%、34.8%、7.4%となっている。

(3) 「留学」（資料編2統計(1) 9-2)

平成24年末現在における「留学」の在留資格による中長期在留者数は、23年末の外国人登録者数に比べ7,686人（4.1%）減少の18万9,199人で、全体の8.9%であった。22年7月から「就学」の在留資格が「留学」に一本化された影響もあり、22年末の外国人登録者数は21年末と比べ5万5,602人（38.1%）と大幅に増加して20万1,511人（注）となり、初めて20万人を突破したものの、23年末は減少へと転じ、24年末も引き続き減少した。これを国籍・地域別に見ると、中国が11万3,980人で全体の63.0%を占めており、これに韓国・朝鮮が1万8,643人（10.3%）で続いている。

（注）平成21年末の「留学」の在留資格と「就学」の在留資格の合計数である19万2,668人と比べ8,843人（4.6%）増加している。

(4) 「技能実習1号及び2号」(資料編2統計(1) 7-2, 8-2)

平成24年末現在における「技能実習1号」の在留資格による中長期在留者数は6万3,281人で、23年末の外国人登録者数と比べ2,103人(3.4%)増加している。これを国籍・地域別に見ると、中国が4万5,713人で全体の72.2%を占めており、以下、ベトナム7,379人(11.7%)、フィリピン3,846人(6.1%)、インドネシア3,644人(5.8%)と続いている。

平成24年末現在における「技能実習2号」の在留資格による中長期在留者数は8万8,196人で、23年末の外国人登録者数と比べ7,380人(9.1%)の増加であった。これを国籍・地域別に見ると、中国が6万5,682人で全体の74.5%を占めており、以下、ベトナム9,336人(10.6%)、インドネシア5,454人(6.2%)、フィリピン4,996人(5.7%)の順となっている。

(5) 「研修」(資料編2統計(1) 10-2)

平成24年末現在における「研修」の在留資格による中長期在留者数は1,804人で、23年末の外国人登録者数と比べ1,584人(46.8%)減少し、前年を大幅に下回った。これを国籍・地域別に見ると、中国が444人(24.6%)と最も多く、次いでタイ290人(16.1%)、ベトナム233人(12.9%)の順となっている。

(6) 「特定活動」(資料編2統計(1) 11-2)

平成24年末現在における「特定活動」の在留資格による中長期在留者数は2万159人で、23年末の外国人登録者数と比べ、2,592人(11.4%)減少した。

これを国籍・地域別に見ると、韓国・朝鮮が5,027人で全体の24.9%を占めており、以下、中国3,143人(15.6%)、フィリピン1,863人(9.2%)、台湾1,615人(8.0%)の順となっている。

(注) 「技能実習1号」は「技能実習1号イ」及び「技能実習1号ロ」を、また、「技能実習2号」は「技能実習2号イ」及び「技能実習2号ロ」をそれぞれ合算した数である。

(7) 身分又は地位に基づいて在留する外国人 (資料編2統計(1) 13-2, 14-2)

平成24年末現在における「日本人の配偶者等」の在留資格による中長期在留者数は16万2,332人で在留外国人全体の8.0%を占めている。20年末から24年末までの推移を見ると減少傾向にあり、24年末は23年末の外国人登録者数と比べ1万9,285人(10.6%)減少している。

国籍・地域別に見ると、中国が4万3,771人で全体の27.0%を占めており、次いでフィリピン3万3,122人(20.4%)、ブラジル1万9,519人(12.0%)の順となっている。20年末から24年末までの推移を国籍・地域別に見ると、21年末に中国がブラジルを抜き第1位となる一方、ブラジルは毎年減少しており、24年末は20年末の約3分の1となっている。

平成24年末現在における「定住者」の在留資格による中長期在留者数は16万5,001人で在留外国人全体の8.1%を占めている。20年末から24年末までの推移を見ると、「日本人の配偶者等」と同様、減少傾向にある。24年末は23年末と比べ1万2,982人(7.3%)減少している。

国籍・地域別に見ると、ブラジルが5万3,044人(32.1%)を占めており、これにフィリピン4万707人(24.7%)、中国2万7,148人(16.5%)が続いている。また、平成20年末から24年末までの推移を見ると、フィリピンが一貫して増加している。

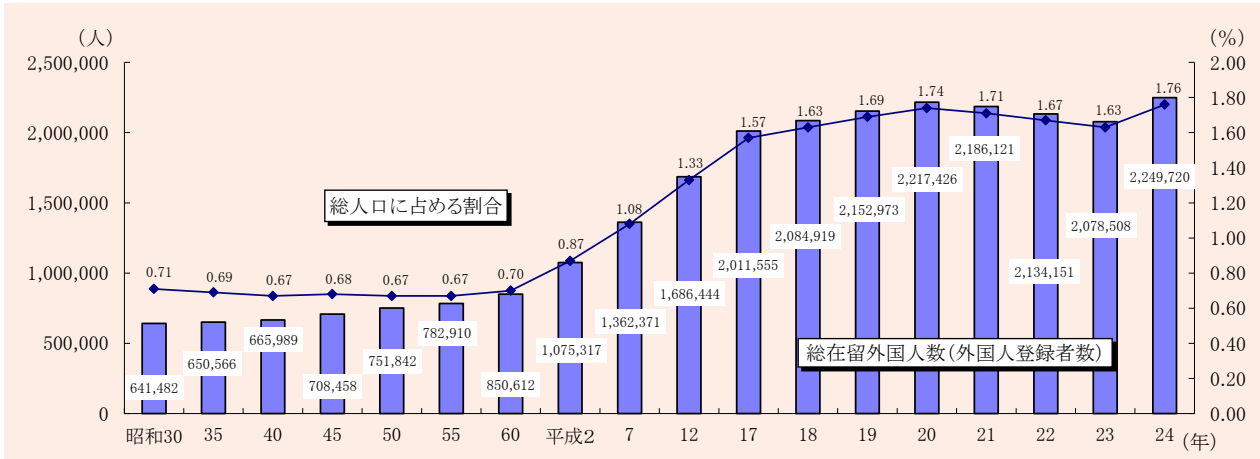
④ 総在留外国人数

総在留外国人数は、入管法上の在留資格又は特別永住者の地位をもって本邦に在留している外国人の総数であり、在留外国人数(中長期在留者数と特別永住者数の合計数)に入管法上の在留資格をもって我が国に在留する外国人のうち、次の①から④のいずれかにあてはまる者の数を加えたものである。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された者
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された者
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者
- ④ ①から③の外国人に準じるものとして法務省令で定めるもの(「特定活動」の在留資格が決定された、亜東関係協会の本邦の事務所(台北駐日文化経済代表処等)若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族)

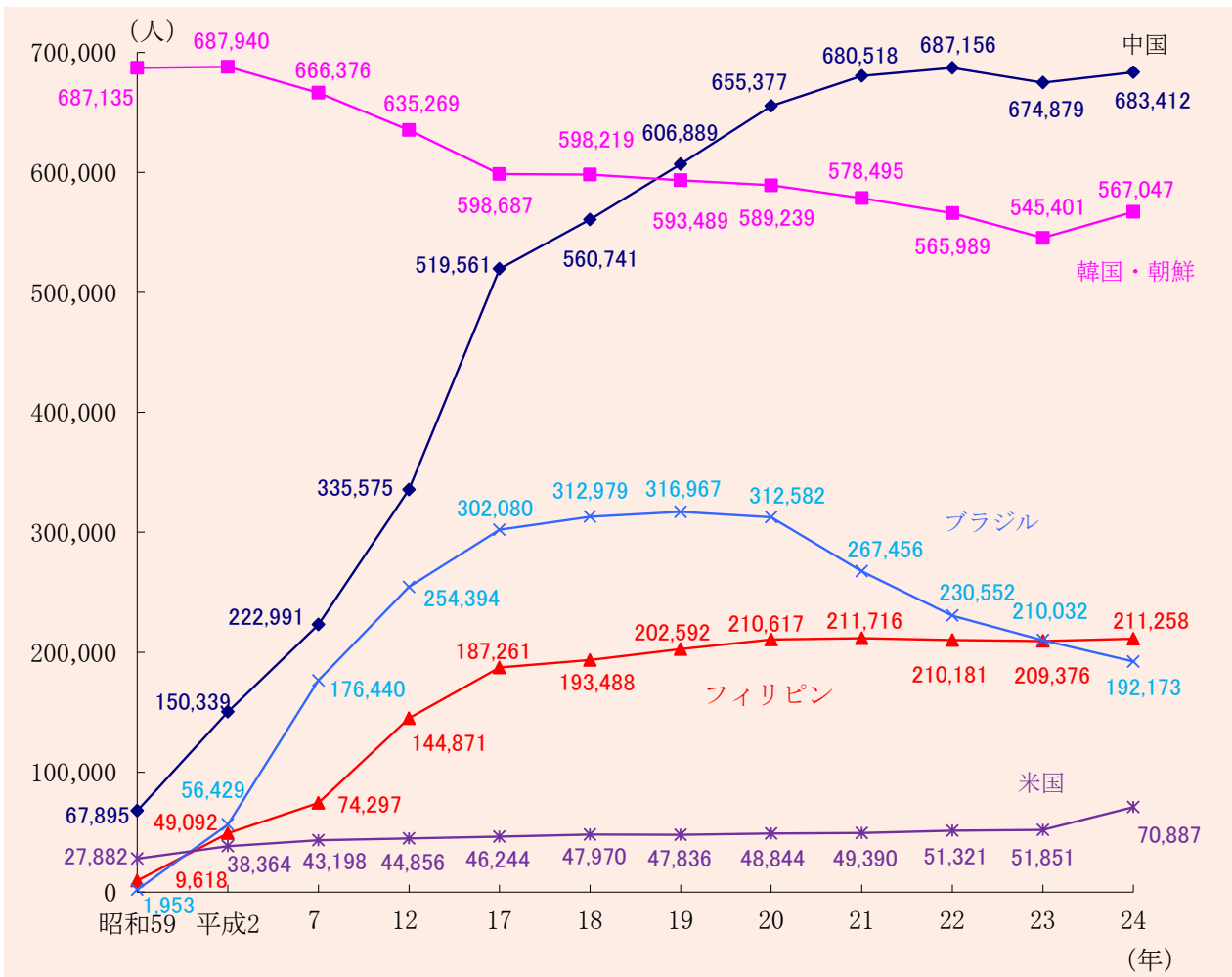
平成24年末現在における総在留外国人数は、224万9,720人であり、24年末の在留外国人数より21万6,064人多かった。これを在留の資格別に見ると、「永住者」が62万4,501人で全体の27.8%を占め、以下、「特別永住者」38万1,364人(17.0%)、「短期滞在」19万7,128人(8.8%)、「留学」18万9,299人(8.0%)の順となっている(図20, 21, 表10)。

図20 総在留外国人数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移



- (注1) 本数値は、各年12月末現在の統計である。
- (注2) 平成23年までは外国人登録者数、24年は在留資格又は特別永住者の地位をもって在留する総在留外国人数である。
- (注3) 「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による、各年10月1日現在の人口を基に算出した。

図21 主な国籍・地域別総在留外国人数の推移



- (注1) 平成23年までは外国人登録者数、24年は在留資格又は特別永住者の地位をもって在留する総在留外国人数である。
- (注2) 平成23年までの「中国」は台湾を含んだ数であり、24年の「中国」は台湾のうち、既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード及び特別永住者証明書の交付を受けた人を除いた数である。

表10 在留資格別総在留外国人数の推移

在留の資格	年	外国人登録者数				在留外国人数	総在留外国人数
		平成 20	21	22	23	24	24
総数		2,217,426	2,186,121	2,134,151	2,078,508	2,033,656	2,249,720
外交							8,137
公用							8,468
教授		8,333	8,295	8,050	7,859	7,787	7,849
芸術		461	490	480	461	438	440
宗教		4,601	4,448	4,232	4,106	4,051	4,051
報道		281	271	248	227	223	223
投資・経営		8,895	9,840	10,908	11,778	12,609	12,609
法律・会計業務		154	161	178	169	159	159
医療		199	220	265	322	412	412
研究		2,285	2,372	2,266	2,103	1,970	1,980
教育		10,070	10,129	10,012	10,106	10,121	10,121
技術		52,273	50,493	46,592	42,634	42,273	42,287
人文知識・国際業務		67,291	69,395	68,467	67,854	69,721	69,728
企業内転勤		17,798	16,786	16,140	14,636	14,867	14,909
興行		13,031	10,966	9,247	6,265	1,646	3,030
技能		25,863	29,030	30,142	31,751	33,863	33,865
技能実習1号イ				2,707	3,991	4,121	4,121
技能実習1号ロ				47,716	57,187	59,160	59,160
技能実習2号イ				1,848	2,726	2,869	2,869
技能実習2号ロ				47,737	78,090	85,327	85,332
文化活動		2,795	2,780	2,637	2,209	2,320	2,369
短期滞在		40,407	33,378	29,093	23,978		197,128
留学		138,514	145,909	201,511	188,605	180,919	180,929
就学		41,313	46,759				
研修		86,826	65,209	9,343	3,388	1,804	1,909
家族滞在		107,641	115,081	118,865	119,359	120,693	120,707
特定活動		121,863	130,636	72,374	22,751	20,159	20,784
永住者		492,056	533,472	565,089	598,440	624,501	624,501
日本人の配偶者等		245,497	221,923	196,248	181,617	162,332	162,332
永住者の配偶者等		17,839	19,570	20,251	21,647	22,946	22,946
定住者		258,498	221,771	194,602	177,983	165,001	165,001
特別永住者		420,305	409,565	399,106	389,085	381,364	381,364
未取得者		13,510	12,376	9,874	3,506		
一時庇護		30	30	30	29		
その他		18,797	14,766	7,893	3,646		

(注) 平成23年までは外国人登録者数、24年は中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人数及び在留資格又は特別永住者の地位をもって在留する総在留外国人の数である。

第2節 在留審査の状況

在留審査業務関係諸申請の許可総数は近年増加傾向にあったところ、平成21年をピークに減少に転じ、24年は、23年と比べ35万9,712件（26.5%）減少して、99万9,184件となった。ただし、この大幅な減少は、後記5のとおり、「みなし再入国許可制度」の導入により、24年の再入国許可件数が、23年と比べ39万3,919件（59.3%）減少したことによるものである（表11）。

表11 在留審査業務許可件数の推移

(件)

区分	年	平成20	21	22	23	24
総数		1,361,844	1,403,250	1,375,705	1,358,896	999,184
資格外活動		133,513	147,528	163,654	136,450	146,920
在留資格変更		149,214	149,046	188,178	132,834	124,192
在留期間更新		434,307	444,330	389,439	377,645	407,570
永住		57,806	53,960	48,003	41,327	42,029
特別永住		114	139	105	102	147
在留資格取得		8,957	8,303	7,531	6,528	8,235
再入国		577,933	599,944	578,795	664,010	270,091

（注1）「永住」は、入管法第22条による永住許可件数である。

（注2）「在留資格取得」は、入管法第22条の2による永住許可を含む。

（注3）「特別永住」は、入管特例法第5条に基づく特別永住許可数を示したものである。



在留審査窓口風景

① 在留資格の変更許可

平成24年に在留資格変更許可を受けた外国人は12万4,192人で、23年と比べ8,642人（6.5%）減少している。

(1) 留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可

我が国の大学・専門学校等で学ぶ外国人は、「留学」の在留資格により在留しているが、これらの中には、勉学終了後、我が国の企業等への就職を目的として引き続き在留を希望する者も少なくない。

平成24年に就職を目的として在留資格変更の許可を受けた外国人は10,969人で、23年と比べ2,383人（27.8%）増加している。15年以降一貫して増加傾向にあったところ、世界的な不況の影響を受け、20年をピークに減少に転じたが、24年は20年のピーク時に迫るほど大幅に増加している（表12）。

表12 在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移

(件)

在留資格	年	平成20	21	22	23	24
総	数	11,040	9,584	7,831	8,586	10,969
人	文	7,863	6,677	5,422	6,006	7,565
技	術	2,414	2,154	1,390	1,670	2,227
教	授	430	444	512	419	588
投	資	128	128	275	291	356
研	究	111	97	93	78	119
教	育	29	31	46	46	41
医	療	16	24	54	34	29
宗	教	19	3	12	12	9
技	能	3	4	11	11	4
芸	術	2	8	5	5	3
興	行	5	2	3	1	2
そ	の	20	12	8	13	26

国籍・地域別に見ると、中国が7,032人と全体の64.1%を占め、次いで韓国1,417人(12.9%)、台湾352人(3.2%)の順となっている。

在留資格別に見ると、「人文知識・国際業務」の在留資格への変更許可を受けた外国人が7,565人(69.0%)で最も多く、平成23年と比べ1,559人(26.0%)増加している。また、24年に「技術」の在留資格への変更許可を受けた外国人は2,227人(20.3%)となっており、これら2つの在留資格で全体の89.3%を占めている(表12, 13)。

表13 国籍・地域別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移

(件)

国籍・地域	年	平成20	21	22	23	24
総	数	11,040	9,584	7,831	8,586	10,969
中	国	7,651	6,333	4,874	5,344	7,032
韓	国	1,360	1,368	1,205	1,209	1,417
台	湾	303	285	279	302	352
ベ	ト	189	161	167	242	302
ネ	パ	161	173	141	149	224
タ	イ	97	101	119	109	170
バ	ン	164	125	107	139	162
米	国	65	67	87	107	130
ミ	ャ	83	94	63	89	106
ス	リ	160	141	120	114	91
そ	の	807	736	669	782	983

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(2) 「技能実習2号」への移行を目的とする在留資格変更許可

技能実習制度は、外国人が、雇用関係の下で技能等を修得することができるようにし、技術移転と人材の養成をより効果的に行うことによる国際貢献を目的として平成5年に創設された制度である。22年7月1日からは新しい技能実習制度の運用が開始され、「技能実習1号」により修得した技能等にさらに習熟するため、既に修得した技能等を要する業務に従事する場合には、「技能実習2号」への在留資格変更許可が必要とされている。

「技能実習2号」の対象となる技能等については、公的に評価ができ、かつ、技能実習生送出し国のニーズにも合致するものが対象となる。具体的には、平成24年4月1日現在で、国家試験である技能検定基礎1級及び基礎2級の評価制度が整備されている型枠施工、機械加工等53職種及び国家試験ではないが公益財団法人国際研修協力機構が認定した公的な評価システムが整備されている溶接、紡績運転等15職種の合計68職種となっている。

平成24年中の「技能実習2号」への移行者数は23年と比べ3,739人（8.3%）増加し、4万8,752人となっており、5年に技能実習制度が創設されてから24年末までの技能実習への移行者数の累計は52万人を超えている（注）。

平成24年に「技能実習2号」への移行を目的として在留資格変更の許可を受けた者について国籍・地域別に見ると、中国3万6,448人（74.8%）、ベトナム5,520人（11.3%）、インドネシア2,689人（5.5%）、フィリピン2,550人（5.2%）、タイ913人（1.9%）の順となっており、職種別では、婦人子供服製造、溶接、プラスチック成形の順になっている（表14、15）。

表14 国籍・地域別「技能実習2号」（在留資格「特定活動（技能実習）」を含む）への移行者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 20	21	22	23	24
	数					
総	数	62,520	62,207	49,166	45,013	48,752
中	国	49,566	49,032	39,616	35,209	36,448
ベ	ト	4,885	4,972	3,349	3,658	5,520
ナ	ム					
イ	ン	3,393	3,467	2,272	2,496	2,689
ド	ネ					
ネ	シ					
シ	ア					
ア						
フ	ィ	3,000	3,127	2,806	2,464	2,550
ィ	リ					
リ	ピ					
ピ	ン					
ン						
タ	イ	1,079	1,082	691	794	913
イ						
そ	の	597	527	432	392	632
の	他					
他						

(注1) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(注2) 研修・技能実習制度については、平成21年7月15日に公布された入管法等改正法により見直しが行われ、現行制度は22年7月1日から施行されたもの。旧制度の「特定活動（技能実習）」は現行制度の「技能実習2号」に対応する。

(注3) 表の平成20年から21年までの数は、旧制度において「特定活動（技能実習）」に移行した者の数。22年の数は、旧制度において「特定活動（技能実習）」に移行した者の数と現行制度において「技能実習2号」に移行した者の数を合わせた数。

(注) 平成22年の数は、旧制度において「特定活動（技能実習）」に移行した者の数と現行制度において「技能実習2号」に移行した者の数を合わせた数である。

表15 職種別「技能実習2号」(在留資格「特定活動(技能実習)」を含む)への移行者数の推移

(人)

職種	年	平成20	21	22	23	24
総数		62,520	62,207	49,166	45,013	48,752
婦人子供服製造		12,707	11,428	10,252	7,840	8,095
型枠施工		1,012	877	604	392	532
紳士服製造		637	631	681	448	470
溶接		5,457	5,569	4,040	3,568	4,053
鉄筋施工		889	987	709	470	812
機械加工		3,539	3,203	1,490	2,136	2,526
金属プレス		3,150	2,769	1,625	1,719	1,928
配管		163	215	146	106	75
塗装		1,644	1,766	1,128	1,320	1,379
家具製作		364	435	259	281	316
鋳造		1,062	977	752	863	912
とび		1,125	993	819	614	866
プラスチック成形		4,270	4,454	2,987	3,661	3,255
建築大工		356	402	376	338	399
建設機械施工		172	179	171	134	139
その他		25,973	27,322	23,127	21,123	22,995

(注1) 研修・技能実習制度については、平成21年7月15日に公布された入管法等改正法により見直しが行われ、現行制度は22年7月1日から施行されたもの。旧制度の「特定活動(技能実習)」は現行制度の「技能実習2号」に対応する。

(注2) 表の平成20年から21年までの数は、旧制度において「特定活動(技能実習)」に移行した者の数。22年の数は、旧制度において「特定活動(技能実習)」に移行した者の数と現行制度において「技能実習2号」に移行した者の数を合わせた数。

② 在留期間の更新許可

平成24年中に在留期間更新の許可を受けた外国人は40万7,570人で、23年と比べ2万9,925件(7.9%)増加している。

③ 永住許可

永住許可を受けた外国人は、平成19年に過去最高の6万509人となり、その後は減少傾向にあったが、24年は4万2,029人で、23年と比べ702人(1.7%)増加している(表16)。

表 16 国籍・地域別永住許可件数の推移

(件)

国籍・地域	年	平成 20	21	22	23	24
総	数	57,806	53,820	47,898	41,327	42,029
中	国	16,140	16,957	16,714	16,436	17,471
フ	ィ	8,982	9,248	9,157	7,210	7,373
リ	ピ					
ン						
ブ	ラ	16,824	11,430	7,549	5,172	4,867
ジ	ル					
韓	国	3,914	4,060	3,760	3,221	2,902
・	朝					
鮮						
ペ	ル	2,783	2,389	1,756	1,335	1,116
ー						
そ	の	9,163	9,736	8,962	7,953	8,300
他						

(注1) 平成23年までの「中国」は台湾、香港、その他を含む。

(注2) 平成24年の「中国」は香港、その他を含む。

④ 在留資格の取得許可

平成24年に在留資格取得の許可を受けた外国人は8,235人で、23年と比べ1,707人(26.1%)増加している。

⑤ 再入国許可

平成24年に再入国許可を受けた外国人は27万91人で、23年と比べ39万3,919人(59.3%)も大幅に減少している。

これは、平成24年7月に施行された改正入管法により導入された「みなし再入国許可制度」により、有効な旅券及び在留カードを所持する外国人は、出国する際に、出国後1年以内に本邦での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなったことによる。

なお、平成24年に再入国許可により我が国を出国した外国人は169万1,563人であったところ、そのうち、みなし再入国許可により出国した者は39万170人であった。

⑥ 資格外活動の許可

平成24年に資格外活動許可を受けた外国人は14万6,920人で、23年と比べ1万470人(7.7%)増加している。

第3節 在留カード・特別永住者証明書の交付件数

① 在留カードの交付件数

平成24年における在留カードの交付件数は64万2,454件であった。これを項目別に見ると、上陸・在留資格関係許可が36万2,256件であり、全体の56.4%を占めており、以下、切替交付申請によるものが22万2,957件（34.7%）、事前交付申請によるものが2万9,216件（4.5%）、新規交付申請によるものが1万679件（1.7%）の順となっている。

また、地方入国管理局管内別に見ると、東京局が37万4,184件であり、全体の58.2%を占めており、以下、名古屋局12万1,166件（18.9%）、大阪局7万8,482件（12.2%）、福岡局2万3,015件（3.6%）の順となっている（表17）。

表17 在留カード交付件数（平成24年）

地方入国管理局管内	総数	上陸・在留資格関係許可	住居地以外の記載事項変更届出	有効期間更新	再交付申請	切替交付申請	新規交付申請	事前交付申請
総数	642,454	362,256	6,279	1,865	9,202	222,957	10,679	29,216
札幌	5,385	3,906	16	10	93	1,203	157	-
仙台	12,545	6,437	117	29	99	5,479	384	-
東京	374,184	212,784	4,733	1,031	5,538	115,720	5,162	29,216
名古屋	121,166	63,230	989	487	1,636	53,209	1,615	-
大阪	78,482	44,320	150	191	1,058	30,967	1,796	-
広島	20,204	11,675	110	67	262	7,494	596	-
高松	7,473	5,232	54	22	103	1,734	328	-
福岡	23,015	14,672	110	28	413	7,151	641	-

（注）事前交付申請に係る在留カードの発行については、各地方入国管理局において受け付けた申請をすべて東京入国管理局において処理したため、東京局管内に計上している。

② 特別永住者証明書の交付件数

平成24年における特別永住者証明書の交付件数は1万2,234件であった。これを項目別に見ると、切替交付申請によるものが5,668件であり、全体の46.3%を占めており、以下、事前交付申請によるものが2,868件（23.4%）、再交付申請によるものが1,439件（11.8%）、住居地以外の記載事項変更届出によるものが684件（5.6%）の順となっている（表18）。

表18 特別永住者証明書交付件数（平成24年）

	特別永住許可（第4条）	特別永住許可（第5条）	住居地以外の記載事項変更届出	有効期間更新	再交付申請	切替交付申請	新規交付申請	事前交付申請	総数
交付件数	487	72	684	660	1,439	5,668	356	2,868	12,234

コラム 入管行政の最前線から（在留審査担当入国審査官の声） （東京入国管理局就労審査部門：寄木美那）

在留審査担当入国審査官の仕事は、日本に在留する外国人について、在留期間の更新許可申請や在留資格の変更許可申請等に係る審査を行うことです。在留審査を通じて、外国人の在留の適正な管理に努めています。

私が所属する東京入国管理局就労審査部門では、日本に在留する外国人の在留期間の更新許可及び在留資格の変更許可などの申請のうち、就労を目的とする在留資格について審査をしています。全部で30ある在留資格のうち、就労を目的とする在留資格は、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」など17あり、就労審査部門では幅広い在留資格を取り扱っていることが特徴の一つとなっています。

また、日本の大学などで学ぶ留学生の中には、卒業後、企業等への就職を目的として引き続き日本での在留を希望する人も多いため、3月や4月はそうした人たちからの就労を目的とする在留資格への変更許可申請等



が増え、1年で最も忙しい時期となります。その際、教育機関で学んだ実績のほか、就労を予定している事業所での稼働内容や処遇などを精査して、就労目的の在留資格に該当するかどうかなどの判断を行います。

このように、在留審査は日本に在留する外国人の生活の根本に関わる重要な行政処分であるため、一つ一つの申請について、法令や通達に基づき、慎重かつ適切に審査を行わなければならないという責任感があります。

さらに、個々の申請内容は千差万別であるため、常日頃から様々な知識の習得に努め、申請ごとにその内容を適切に見極めてバランス感覚をもった判断をすることも必要であり、やりがいのある仕事だと感じています。

また、個々の在留審査は、我が国の外国人受入れ政策の一部を成すものであり、そのような認識を常に心に留め、日々の業務に取り組んでいます。

第3章 技能実習制度の実施状況

第1節 制度の概要

研修・技能実習制度は、我が国で培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転を図り、当該開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的とする制度であるが、近年、制度の趣旨を十分に理解せず、研修生や技能実習生を低賃金労働者として扱うなど、一部の受入れ機関において不適正な受入れが行われている事案が増加し、また、傘下の企業に対する指導・監督が不十分な受入れ団体の存在や研修生をあっせんして不当な利益を得るブローカーの存在も指摘されていた。

このような状況に対処するため、平成22年7月に新しい技能実習制度の運用が開始され、実務を伴う研修を行う場合、原則として雇用契約に基づき技能等修得活動を行うことを義務付け、当該活動を行う期間中の技能実習生が労働基準法や最低賃金法等の労働関係法令上の保護を受けられるように措置するとともに、団体監理型の受入れにおいて、従来、1年目の研修についてのみ団体が監理を行っていたところを、2年目以降の技能実習についても団体の責任と監理の下で行うこととした。

また、新制度では、専門的な知識を有する者による技能実習生の法的保護に必要な情報に係る講習の実施を義務付け、さらに、監理団体の指導・監理・支援体制を強化するため、監理団体の要件として、①監理団体の職員等が、1月に1回以上、実習実施機関に赴き技能実習の実施状況を確認・指導すること、②監理団体の役員が、3月に1回以上、監査を実施し、その結果を地方入国管理局へ報告すること、③相談員の設置などにより監理団体が技能実習生からの相談に対応する措置を講じていること、などを規定している。

第2節 不適正な事案への対処

入国管理局では、研修・技能実習に関し不適正な行為を行った機関に対しては、「不正行為」の通知を行い、法務省令の規定等に基づいて、不正行為の類型に応じ、当該機関が、研修生・技能実習生を受け入れることを5年間、3年間又は1年間停止している。平成24年中に「不正行為」を通知した機関は197機関であった。

これを受入れ形態別に見ると、団体監理型での受入れ機関が197機関（100.0%）であった（企業単独型で受け入れた機関はなし。）。団体監理型の受入れについて、受入れ機関別では、監理団体が9機関（4.6%）、実習実施機関が188機関（95.4%）となっている（表19）。

表19 受入れ形態別「不正行為」機関数の推移

(機関)

受入れ形態		年				
		平成20	21	22	23	24
企	業	7	2	3	2	0
団 体 監 理 型	監 理 団 体 (第 一 次 受 入 れ 機 関)	29	34	17	14	9
	実 習 実 施 機 関 (第 二 次 受 入 れ 機 関)	416	324	143	168	188
計		452	360	163	184	197

「不正行為」の類型別では、「人権侵害行為」，「労働関係法令違反」，「名義貸し」の順に多く，この3類型で全体の87.5%を占めている（表20）。

このように，研修・技能実習については，不適正な行為に及ぶ機関も未だ相当数存在していることから，より適正な制度の運用に資するよう，引き続き新制度導入後の状況把握に努めることとしており，関係機関との連携を密にし，実習実施機関などに対する実態調査を積極的に行い，必要に応じて改善を求めていくこととしている。

表20 類型別「不正行為」件数（平成24年）

（件）

類型		企業単独型 (0機関)		団体監理型						計 (197機関)	
				監理団体 (9機関)			実習実施機関 (188機関)				
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	
二重契約	二重契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研修・技能実習計画との齟齬	研修・技能実習計画との齟齬	0	0	0	0	1	1	1	8	9	10
名義貸し	名義貸し	0	0	0	1	1	2	9	7	16	18
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	0	0	0	1	3	4	1	2	3	7
研修生の所定時間外作業	研修生の所定時間外作業	0	0	0	0	0	0	2	1	3	3
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	0	0	0	0	0	19	0	109	109
	旅券・在留カードの取上げ		0			0					
	賃金等の不払		0			90					
	人権を著しく侵害する行為		0			0					
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3
	監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査，相談体制構築等の不履行」		0			3			0		
	行方不明者の多発		0			0			0		
不法就労者の雇用・あつせん	不法就労者の雇用等	0	0	0	0	0	0	0	5	5	5
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	0	0	0	0	0	58	25	83	83
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保証金の徴収等		0	0		0	0		0	0	0
	雇用契約に基づかない講習の期間中の業務への従事		0	0		0	0		0	0	0
	営利目的のあつせん行為		0	0		0	0		0	0	0
	日誌等の作成等不履行		0	0		0	0		2	2	2
	帰国時の報告不履行		0	0		0	0		0	0	0
計		0	0	0	2	8	10	90	140	230	240

（注1）一つの受入れ機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知した場合は，それぞれの類型に計上しているもので，「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しない。

（注2）平成23年は，現行制度導入（平成22年7月）前後に発生した「不正行為」について通知を行っているところ，22年6月までの不正行為については「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針（平成19年改訂）」の類型に合わせて，22年7月以降の不正行為については上陸基準省令の規定に基づく類型に合わせて計上している。

第3節 「技能実習」に係る基準省令等の改正

平成24年11月1日に、基準省令等を改正し、技能実習生の保護の強化及び適正な技能実習制度の運用を図った。具体的には、①技能実習の適正な実施を妨げる不正行為を行った実習実施機関等に対する新たな技能実習生の受入れを認めない期間の始期を明確化、②監理団体等について過去5年間に虚偽申請に関与していた場合に受入れを認めないとする事、③実習実施機関や監理団体が不正行為を行った場合は直ちに地方入国管理局等に対し不正行為事実を報告することを要件とすること等の改正を行ったものである。

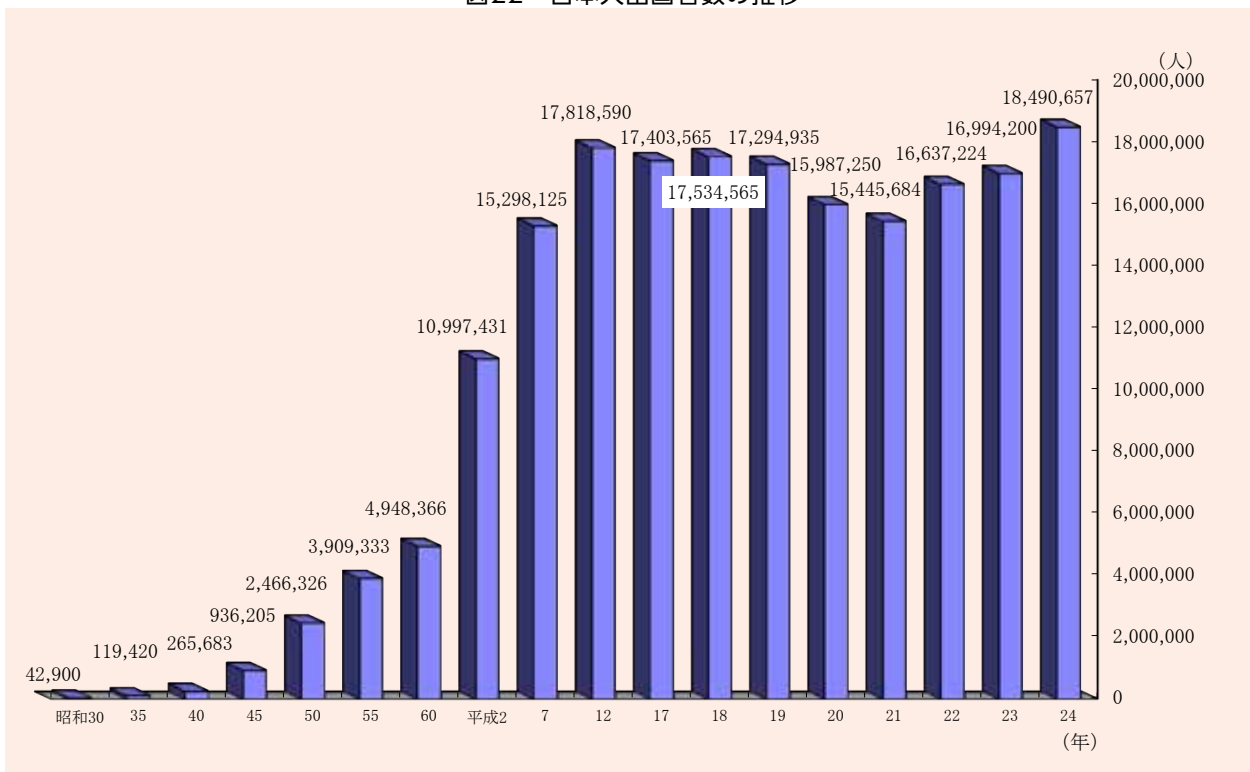
第4章 日本人の出帰国の状況

第1節 出国者

① 総数

平成24年における日本人出国者総数は1,849万657人と過去最高で、23年と比べ149万6,457人（8.8%）増加している（図22）。

図22 日本人出国者数の推移



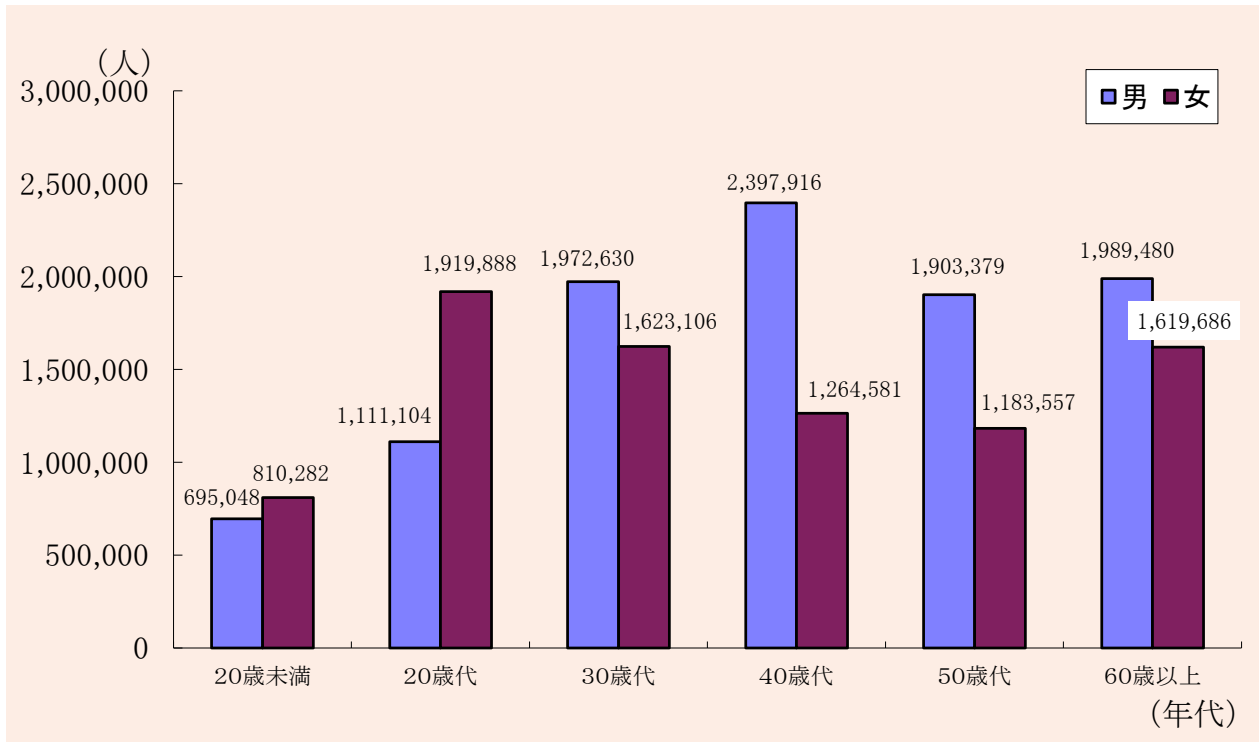
② 男女別・年齢別

平成24年における日本人出国者数を男女別に見ると、男性が1,006万9,557人、女性が842万1,100人で、男性が全体の54.5%、女性が45.5%となっている。この男女比率は13年以降大きな変動はなく、男性の占める割合が女性のそれを上回っている。

年齢別に見ると、40歳代が366万2,497人で出国者全体の19.8%を占めており、以下、60歳以上360万9,166人（19.5%）、30歳代359万5,736人（19.4%）、50歳代308万6,936人（16.7%）、20歳代303万992人（16.4%）の順となっている。

それぞれの年齢別の男女比率を見ると、20歳未満及び20歳代は女性の割合が男性のそれを上回り、特に、20歳代は女性の占める比率が63.3%と極めて高くなっているが、これら以外の年代は、男性の出国者数の割合が女性のそれを上回っている（図23）。

図23 男女別・年齢別日本人出国者の状況（平成24年）



③ 空港・海港別

平成24年における日本人出国者数について、出国した空・海港別に見ると、空港を利用した出国者数は1,828万166人で全体の98.9%を占めている。外国人の入国者（空港利用者が93.4%）に比べ、更に空港利用者の割合が高くなっている。

平成24年中に空港を利用した出国者のうち、成田空港の利用者数は831万9,613人で空港からの出国者全体の45.5%、関西空港の利用者数が362万2,975人で19.8%を占めており、空港からの出国者全体の65.3%がこれら2空港を利用している。また、成田・関西空港以外では、羽田空港283万7,845人（15.5%）、中部空港166万8,995人（9.1%）の順になっている。

一方、平成24年中に海港を利用した出国者のうち、韓国との間で定期客船が就航している博多港利用者数が14万1,591人で海港からの出国者全体の67.3%、下関港が1万8,914人で9.0%を占めており、海港からの出国者全体の76.3%がこの2海港を利用している。また、これら2海港以外では、横浜港1万5,101人（7.2%）、大阪港7,481人（3.6%）の順となっている。

第2節 帰国者



空港上陸審査風景

平成24年における日本人帰国者総数は1,840万8,185人であり、これを出国後の国外滞在期間別に見ると、出国後1月以内に帰国した人数が1,689万8,410人で全体の91.8%を占めており、このうち10日以内に帰国した人数は1,536万4,844人で、出国後1月以内に帰国した日本人の90.9%を占めている。

これは日本人海外渡航者の多くが観光、ビジネス目的という比較的短期間の用務で出国し、速やかに帰国しているためと考えられる。この傾向は近年続いており、大きな変化は認められない（表21）。

表 21 滞在期間別日本人帰国者数の推移

(人)

滞在期間 \ 年	平成 20	21	22	23	24
総 数	15,905,433	15,432,549	16,611,884	16,921,103	18,408,185
5 日 以 内	9,344,449	9,341,903	9,904,585	10,039,111	10,916,364
5 日 を 超 え て 10 日 以 内	3,935,729	3,613,776	4,002,339	4,055,123	4,448,480
10 日 を 超 え て 20 日 以 内	1,007,021	897,894	998,258	1,054,248	1,129,239
20 日 を 超 え て 1 月 以 内	342,367	298,834	347,066	388,970	404,327
1 月 を 超 え て 3 月 以 内	560,726	529,070	542,196	588,327	639,672
3 月 を 超 え て 6 月 以 内	319,749	324,165	314,762	323,218	357,644
6 月 を 超 え て 1 年 以 内	270,411	290,320	258,013	256,264	270,945
1 年 を 超 え て 3 年 以 内	111,398	124,015	124,335	119,588	137,043
3 年 を 超 え る	8,354	7,479	8,567	8,281	11,045
不 詳	5,229	5,093	111,763	87,973	93,426

第5章 外国人の退去強制手続業務の状況

第1節 不法残留者の状況



違反調査風景

入国管理局の電算統計に基づく推計では、平成25年1月1日現在の不法残留者（許可された期間を超えて不法に本邦にとどまっている者）数は6万2,009人であり、24年1月1日現在の6万7,065人と比べ5,056人（7.5%）減、過去最高であった5年5月1日現在の29万8,646人と比べ23万6,637人（79.2%）減で、一貫して減少している。

これは、厳格な入国審査の実施、関係機関との密接な連携による入管法違反外国人の摘発の実施、不法就労防止に関する積極的な広報の実施など、総合的な対策の効果によるものである。

① 国籍・地域別

不法残留者数が過去最高であった平成5年5月1日現在の不法残留者の国籍・地域は、タイが最も多く、次いで韓国、フィリピン、中国、マレーシアの順となっているところ、25年1月1日現在は、韓国が1万5,607人で最も多く、全体の25.2%を占めており、以下、中国7,730人（12.5%）、フィリピン5,722人（9.2%）、台湾4,047人（6.5%）、タイ3,558人（5.7%）、マレーシア2,192人（3.5%）、シンガポール1,304人（2.1%）の順となっている。

平成5年5月1日以降の推移を見ると、韓国については、「短期滞在」の在留資格に係る活動を行おうとする者に対し、査証免除措置が実施されたことにより、新規入国者数が大幅に増加したにもかかわらず、平成11年1月1日以降一貫して減少傾向にある。タイは5年5月1日以降一貫して減少しており、またマレーシア及びペルーも、それぞれ5年6月1日、7年7月15日に査証取得勧奨措置が採られたことから、減少傾向にある。中国は6年から14年までは減少していたところ、15年には増加に転じ、16年も引き続き増加したが、17年以降は再び減少傾向にある。フィリピンは11年以降減少していたが、15年から18年にかけて増減を繰り返し、19年以降は減少している（図24、表22）。

表22 国籍・地域別不法残留者数の推移

(人)

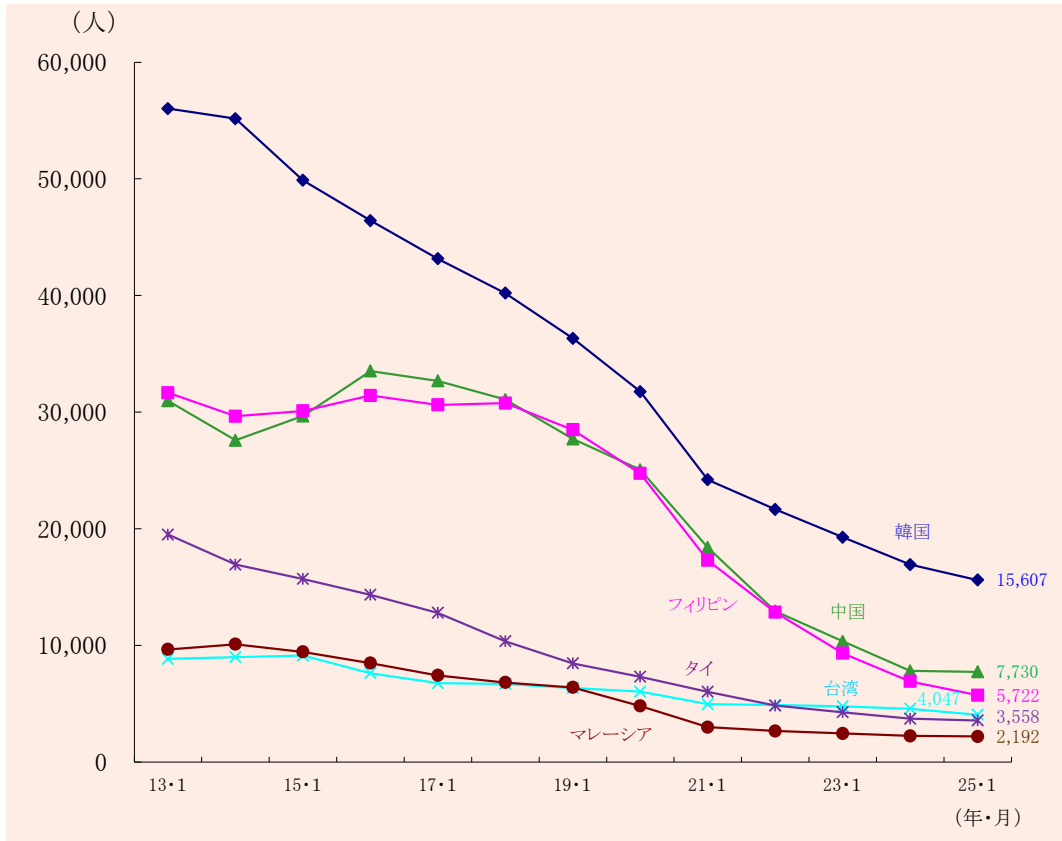
年月日 国籍・地域	平成5年 5月1日	6年 5月1日	7年 5月1日	8年 5月1日	9年 1月1日	10年 1月1日	11年 1月1日	12年 1月1日	13年 1月1日	14年 1月1日	15年 1月1日
総数	298,646	293,800	286,704	284,500	282,986	276,810	271,048	251,697	232,121	224,067	220,552
韓国	39,455	43,369	47,544	51,580	52,387	52,123	62,577	60,693	56,023	55,164	49,874
中国	33,312	39,738	39,511	39,140	38,296	37,590	34,800	32,896	30,975	27,582	29,676
フィリピン	35,392	37,544	39,763	41,997	42,547	42,608	40,420	36,379	31,666	29,649	30,100
台湾	7,457	7,871	7,974	8,502	9,409	9,430	9,437	9,243	8,849	8,990	9,126
タイ	55,383	49,992	44,794	41,280	39,513	37,046	30,065	23,503	19,500	16,925	15,693
マレーシア	30,840	20,313	14,511	11,525	10,390	10,141	9,989	9,701	9,651	10,097	9,442
シンガポール	1,914	2,342	2,600	2,850	2,946	3,027	3,084	3,178	3,302	3,494	3,556
ペルー	9,038	12,918	15,301	13,836	12,942	11,606	10,320	9,158	8,502	7,744	7,322
ベトナム	852	869	453	448	231	731	880	1,092	1,550	2,021	2,697
スリランカ	3,763	3,395	2,980	2,783	2,751	3,071	3,734	3,907	3,489	3,730	3,909
その他	81,240	75,449	71,273	70,559	71,574	69,437	65,742	61,947	58,614	58,671	59,157

(人)

年月日 国籍・地域	16年 1月1日	17年 1月1日	18年 1月1日	19年 1月1日	20年 1月1日	21年 1月1日	22年 1月1日	23年 1月1日	24年 1月1日	25年 1月1日
総数	219,418	207,299	193,745	170,839	149,785	113,072	91,778	78,488	67,065	62,009
韓国	46,425	43,151	40,203	36,321	31,758	24,198	21,660	19,271	16,927	15,607
中国	33,522	32,683	31,074	27,698	25,057	18,385	12,933	10,337	7,807	7,730
フィリピン	31,428	30,619	30,777	28,491	24,741	17,287	12,842	9,329	6,908	5,722
台湾	7,611	6,760	6,696	6,347	6,031	4,950	4,889	4,774	4,571	4,047
タイ	14,334	12,787	10,352	8,460	7,314	6,023	4,836	4,264	3,714	3,558
マレーシア	8,476	7,431	6,822	6,397	4,804	2,986	2,661	2,442	2,237	2,192
シンガポール	3,216	3,075	3,587	2,241	2,207	2,128	2,107	1,789	1,586	1,304
ペルー	7,230	6,624	5,997	5,283	4,481	3,396	2,402	1,794	1,377	1,143
ベトナム	3,582	3,916	4,071	3,959	3,362	2,527	1,531	1,221	1,014	1,110
スリランカ	4,242	4,209	4,590	4,042	3,615	2,796	1,952	1,498	1,256	1,084
その他	59,352	56,044	49,576	41,600	36,415	28,396	23,965	21,769	19,668	18,512

(注) 「中国」には、中国(香港)及び中国(その他)を含まない。

図24 主な国籍・地域別不法残留者数の推移



2 在留資格別

平成25年1月1日現在の不法残留者数を不法残留となった直前の時点での在留資格別に見ると、「短期滞在」が4万3,943人で最も多く、全体の70.9%を占めている。以下、「日本人の配偶者等」4,291人(6.9%)、「留学」2,847人(4.6%)、「興行」2,432人(3.9%)、「定住者」2,088人(3.4%)となっており、前年同期と比べ、「短期滞在」は2,902人(6.2%)、「日本人の配偶者等」は769人(15.2%)、「留学」は340人(10.7%)、「興行」は524人(17.7%)、「定住者」は539人(20.5%)減少している。「短期滞在」は平成5年5月1日以降引き続き減少傾向にあり、「興行」は14年1月1日に増加に転じ、その後も引き続き増加していたが、17年1月1日以降減少傾向にある。「留学」も13年1月1日から増加していたが、18年1月1日以降減少に転じている(表23)。

表23 在留資格別不法残留者数の推移

在留資格	年月日	(人)					
		平成20年 1月1日	21年 1月1日	22年 1月1日	23年 1月1日	24年 1月1日	25年 1月1日
総数		149,785	113,072	91,778	78,488	67,065	62,009
短期滞在		102,069	76,651	63,169	54,220	46,845	43,943
日本人の配偶者等		10,502	7,576	6,456	5,843	5,060	4,291
留学		10,978	8,276	5,842	4,322	3,187	2,847
興行		6,624	5,015	4,120	3,425	2,956	2,432
定住者		5,499	4,044	3,505	3,199	2,627	2,088
その他		14,113	11,510	8,686	7,479	6,390	6,408

(注) 「留学」には、不法残留となった時点での在留資格が「就学」(平成22年7月1日施行前の入管法上の在留資格)だった者の数も含まれる。

第2節 退去強制手続を執った入管法違反事件の概要



摘発風景

① 概要

平成24年に退去強制手続を執った入管法違反者は1万5,178人で、23年と比べ5,481人減少している。このうち、出国命令の対象者として入国審査官に引き継いだ者は2,587人であった。

退去強制事由別に見ると、不法残留1万1,439人（75.4%）、不法入国1,875人（12.4%）、資格外活動617人（4.1%）の順となり、依然として不法残留が圧倒的に高い割合を占めている（表24）。

国籍・地域別に見ると、中国が4,545人（29.9%）と最も多く、10年連続で最多となっている。次いで、フィリピン2,972人（19.6%）、韓国2,028人（13.4%）の順となっており、これら上位3か国で全体の62.9%を占めている（表25）。

また、平成24年に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法就労していた者は8,979人で全体の59.2%を占めている。

表24 退去強制事由別入管法違反事件の推移

(人)

退去強制事由	年	平成20	21	22	23	24
総数		39,382	32,661	24,213	20,659	15,178
不法入国		6,136	5,373	3,867	2,862	1,875
不法上陸		253	186	134	164	187
資格外活動		1,153	810	751	542	617
不法残留		31,045	25,503	18,578	15,925	11,439
刑罰法令違反等		795	789	883	1,166	1,060
不法就労者		32,471	26,545	18,490	13,913	8,979

表 25 国籍・地域別入管法違反事件の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 20	21	22	23	24
総	数	39,382	32,661	24,213	20,659	15,178
中	国	10,963	9,522	7,294	6,350	4,545
フ	ィ	7,847	6,370	5,058	4,346	2,972
リ	ピ					
ン						
韓	国	4,993	3,934	3,215	2,625	2,028
ブ	ラ	537	536	581	825	814
ジ	ル					
タ	イ	2,020	1,832	1,475	1,108	786
ベ	ト	1,708	1,373	887	717	592
ナ	ム					
ペ	ル	1,064	1,216	742	597	402
ー						
イ	ン	2,284	1,632	735	449	327
ド	ネ					
シ	ア					
ス	リ	1,432	1,171	624	449	303
ラ	ン					
カ						
ア	メ	168	124	176	258	218
リ	カ					
カ						
そ	の	6,366	4,951	3,426	2,935	2,191
他						

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

② 退去強制事由別

(1) 不法入国

平成24年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法入国者（注）は1,875人（12.4％）であり、23年と比べ987人（34.5％）減少した。過去の推移を見ると、15年以降増加傾向にあったものの、18年以降は減少に転じており、入管法違反者全体に占める不法入国者の比率も減少傾向にあることなどから、各種水際対策の効果が現れているものと考えられる。

国籍・地域別に見ると、中国が532人（28.4％）で最も多く、次いでフィリピン520人（27.7％）、韓国178人（9.5％）の順となっており、平成14年以降、上位2か国の順位に変動は見られない。

不法入国した際の利用交通手段別に見ると、航空機が1,437人（76.6％）であり、23年と比べ668人（31.7％）減少したものの、依然として航空機による不法入国が多数を占めている。また、船舶による不法入国者数は438人（23.4％）であり、23年と比べ319人（42.1％）減少した（表26, 27, 28）。

表26 国籍・地域別不法入国事件の推移

(人)

国籍・地域		年	平成20	21	22	23	24
総	数		6,136	5,373	3,867	2,862	1,875
中	国		2,020	1,648	1,212	949	532
フ	ィ	リ	1,376	1,237	1,065	799	520
ピ	ン						
韓	国		478	427	327	270	178
イ	ラ	ン	248	174	133	112	124
タ	イ		503	416	303	198	105
ペ	ル	ー	261	377	189	119	91
イ	ン	ド	260	269	132	83	55
ネ	シ	ア					
ス	リ	ラ	165	130	82	57	36
ン	カ						
ナ	イ	ジ	50	50	37	37	32
ェ	リ	ア					
バ	ン	グ	263	160	79	35	26
ラ	デ	シ					
ユ							
そ	の	他	512	485	308	203	176

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

表27 国籍・地域別航空機による不法入国事件の推移

(人)

国籍・地域		年	平成20	21	22	23	24
総	数		4,462	3,880	2,849	2,105	1,437
フ	ィ	リ	1,301	1,153	1,006	760	500
ピ	ン						
中	国		942	698	533	443	263
イ	ラ	ン	202	141	113	96	113
タ	イ		471	387	284	192	100
ペ	ル	ー	261	377	188	119	90
そ	の	他	1,285	1,124	725	495	371

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

表28 国籍・地域別船舶による不法入国事件の推移

(人)

国籍・地域		年	平成20	21	22	23	24
総	数		1,674	1,493	1,018	757	438
中	国		1,078	950	679	506	269
韓	国		254	262	186	166	100
フ	ィ	リ	75	84	59	39	20
ピ	ン						
イ	ラ	ン	46	33	20	16	11
中	国	(香 港)	0	0	0	0	11
そ	の	他	221	164	74	30	27

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(注) 不法入国者とは、入管法第3条第1項の規定に違反して本邦に入った者をいう。同項においては、有効な旅券を所持しない外国人（有効な乗員手帳を所持する乗員を除く。）（同項第1号）及び入国審査官から上陸許可の証印若しくは入管法第9条第4項の規定による記録又は上陸の許可を受けずに本邦に上陸する目的を有する外国人（同項第2号）は本邦に入ってはならないと規定しており、これに違反した者は不法入国者となる。

(2) 不法上陸

平成24年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、入国審査官から上陸許可の証印若しくは入管法第9条第4項の規定による記録又は上陸の許可を受けないで本邦に上陸した不法上陸者は187人（1.2%）であり、23年と比べ23人（14.0%）の微増となった（表29）。

表29 国籍・地域別不法上陸事件の推移

(人)

国籍・地域	年	平成20	21	22	23	24
総	数	253	186	134	164	187
トルコ		39	17	27	72	98
中国		58	50	25	20	14
ベトナム		3	5	1	2	10
パキスタン		3	6	2	5	9
フィリピン		14	14	9	4	6
スリランカ		27	4	8	0	6
ナイジェリア		2	1	1	0	6
アメリカ		2	1	0	6	5
韓	国	17	10	11	12	4
タイ		9	18	7	4	4
その他		79	60	43	39	25

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(3) 不法残留

平成24年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法残留者は1万1,439人（75.4%）であり、23年と比べ4,486人（28.2%）減少したものの、依然として圧倒的に高い割合を占めている。

国籍・地域別に見ると、中国が3,415人（29.9%）で最も多く、次いでフィリピン2,295人（20.1%）、韓国1,476人（12.9%）、ブラジル671人（5.9%）、タイ615人（5.4%）の順となっている（表30）。

表30 国籍・地域別不法残留事件の推移

(人)

国籍・地域	年	平成20	21	22	23	24
総	数	31,045	25,503	18,578	15,925	11,439
中国		8,326	7,342	5,494	4,848	3,415
フィリピン		6,188	4,960	3,797	3,280	2,295
韓	国	4,147	3,104	2,582	2,082	1,476
ブラジル		346	375	434	649	671
タイ		1,444	1,347	1,130	860	615
ベトナム		1,570	1,268	783	635	482
ペル	ー	779	812	529	446	284
インドネシア		1,978	1,350	590	350	260
スリランカ		1,216	1,026	515	375	235
アメリカ		143	99	157	224	200
その他		4,908	3,820	2,567	2,176	1,506

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(4) 資格外活動

我が国に在留する外国人が、資格外活動許可を受けることなく、付与された在留資格で認められていない報酬を受ける活動等の就労活動を専ら行っていると明らかに認められる場合には、資格外活動として退去強制手続が執られることとなる。平成24年中に資格外活動で退去強制手続を執ったのは617人（4.1%）であり、23年と比べ75人（13.8%）増加した。

国籍・地域別に見ると、中国が228人（37.0%）で最も多く、次いで韓国212人（34.4%）、ネパール48人（7.8%）の順となっており、これら上位3か国で全体の79.1%を占めている（表31）。

表31 国籍・地域別資格外活動事件の推移

(人)

国籍・地域	年	平成20	21	22	23	24
総	数	1,153	810	751	542	617
中	国	369	266	291	192	228
韓	国	275	306	207	125	212
ネ	パ	35	10	45	60	48
ベ	ト	56	15	36	12	34
フ	ィ	189	85	57	71	20
ス	リ	16	9	15	10	20
バ	ン	26	18	23	11	11
タ	イ	14	14	6	5	9
イ	ン	29	11	4	14	7
イ	ン	23	8	19	13	6
そ	の	121	68	48	29	22

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

コラム 尖閣諸島領有権主張活動家への対応

近年、中国、台湾及び香港の活動家等による尖閣諸島の領有権主張活動（保釣活動）が活発化し、同活動家等が船舶で尖閣諸島海域に向けて出港し、我が国の領海に侵入するなどの事件が発生している。

入国管理局では、内閣官房（安全保障・危機管理担当）を中心とする関係省庁と緊密に連携し、領有権主張活動家等の対応に当たっており、例えば、尖閣諸島周辺海域で警戒活動を行っている海上保安庁の巡視船に入国警備官を乗船させ、海上保安庁及び警察とともに警戒活動を行っている。

③ 不法就労事件

(1) 概況

平成24年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法就労していたことが認められた者は8,979人（59.2%）であり、我が国に潜伏する入管法違反者の多くが不法就労している状況にある。

このような状況は、今日の厳しい雇用情勢にあって、不当に安い賃金で働く不法就労者

が日本人労働者の雇用機会を奪うことになるなど、公正な労働市場を侵害するとの指摘もなされているほか、不法就労先をあっせんするブローカーが不当に多額の利益を得る一方で、不法就労者が賃金を搾取されたり、労働災害に遭っても十分な補償が受けられないなどの人権上の問題も発生している。

なお、平成22年7月1日に施行された改正入管法では、不法就労者を雇用するなどの不法就労助長行為を退去強制事由として規定（入管法第24条第3号の4）しており、入国管理局では不法就労を助長する外国人の取締りを推進している。

(2) 国籍・地域別

不法就労者の国籍・地域は、近隣アジア諸国を中心として78か国・地域に及んでおり、依然として多国籍の者が不法就労している状況にある。

国籍・地域別に見ると、中国が3,082人（34.3%）で最も多く、次いでフィリピン1,589人（17.7%）、韓国1,356人（15.1%）、タイ567人（6.3%）、ベトナム380人（4.2%）の順となっており、これら上位5か国で全体の77.7%を占めている。なお、ここ数年の推移を見ると、中国が高い割合を占めている（表32）。

表 32 国籍・地域別不法就労事件の推移

(人)

国籍・地域		年	平成 20	21	22	23	24
		数					
総		数	32,471	26,545	18,490	13,913	8,979
	男		19,270	16,522	10,943	7,954	5,346
	女		13,201	10,023	7,547	5,959	3,633
中		国	9,583	8,205	6,039	4,876	3,082
	男		5,950	5,343	3,887	2,968	1,981
	女		3,633	2,862	2,152	1,908	1,101
フ	イ	リ	6,083	4,845	3,573	2,632	1,589
	男	ピ	2,559	2,250	1,491	1,052	629
	女	ン	3,524	2,595	2,082	1,580	960
韓		国	4,077	3,241	2,590	1,918	1,356
	男		1,555	1,306	985	670	525
	女		2,522	1,935	1,605	1,248	831
タ		イ	1,694	1,512	1,171	843	567
	男		903	822	645	456	318
	女		791	690	526	387	249
ベ		ナ	1,473	1,152	722	521	380
	男	ム	887	741	483	323	271
	女		586	411	239	198	109
イ		ネ	2,162	1,557	675	397	267
	男	シ	1,568	1,230	518	333	218
	女	ア	594	327	157	64	49
ス		ラ	1,278	1,042	554	365	246
	男	ン	1,150	946	507	335	230
	女	カ	128	96	47	30	16
ペ		ル	786	932	487	324	198
	男	ー	532	652	311	218	145
	女		254	280	176	106	53
ブ		ラ	198	198	165	183	182
	男	ジ	152	158	125	149	141
	女	ル	46	40	40	34	41
ネ		パ	535	456	277	179	117
	男	ー	364	340	215	122	85
	女	ル	171	116	62	57	32
そ		の	4,602	3,405	2,237	1,675	995
	男	他	3,650	2,734	1,776	1,328	803
	女		952	671	461	347	192

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(3) 男女別

不法就労者の男女別構成は、男性が5,346人（59.5%）、女性が3,633人（40.5%）であり、平成23年に比べると、男性の割合が若干増加（2.3%）している。

(4) 就労内容別

不法就労者の就労内容別では、工員が1,623人（18.1%）で最も多く、次いでホステス等接客業1,365人（15.2%）、建設作業員1,154人（12.9%）の順となっている。

また、男女別に見ると、男性は建設作業員が最も多く、次いで工員、その他の労務作業員の順となり、女性はホステス等接客業が最も多く、次いで工員、ウェイトレス等給仕の順となっている（表33）。

表 33 就労内容別不法就労事件の推移

(人)

就労内容		年	平成 20	21	22	23	24
総	数		32,471	26,545	18,490	13,913	8,979
	男		19,270	16,522	10,943	7,954	5,346
	女		13,201	10,023	7,547	5,959	3,633
工	員		11,366	8,220	4,168	2,809	1,623
	男		7,670	5,687	2,846	1,869	1,124
	女		3,696	2,533	1,322	940	499
ホ	ス	テ	4,452	3,323	2,679	2,011	1,365
	ス	等	429	331	240	120	114
	接	客	4,023	2,992	2,439	1,891	1,251
建	設	作	3,831	3,938	2,383	1,772	1,154
	業	者	3,792	3,890	2,358	1,750	1,146
			39	48	25	22	8
そ	の	他	3,092	2,461	1,715	1,527	907
	の	他	2,342	1,899	1,347	1,173	700
	の	他	750	562	368	354	207
ウ	ェ	イ	2,149	1,487	1,265	1,109	611
	ト	レ	807	596	464	417	256
	ス	・	1,342	891	801	692	355
農	業	従	1,081	1,227	887	783	592
	従	事	826	937	670	554	432
	者		255	290	217	229	160
そ	の	他	6,098	5,804	5,114	3,902	2,727
	の	他	3,632	3,586	3,198	2,071	1,574
	の	他	2,466	2,218	1,916	1,831	1,153



不法就労摘発風景

(5) 稼働場所（都道府県）別

全国46都道府県において不法就労者の稼働が確認されているところ、不法就労者の稼働場所を都道府県別で見ると、東京都が1,740人（19.4%）で最も多く、次いで愛知県1,188人（13.2%）、千葉県1,088人（12.1%）、神奈川県967人（10.8%）、茨城県891人（9.9%）の順となっている（表34）。

また、地区別に見ると、関東地区1都6県（東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、群馬、栃木）で5,742人（63.9%）と大半を占めているほか、中部地区9県（新潟、長野、山梨、富山、石川、福井、静岡、岐阜、愛知）も1,876人（20.9%）と多く、関東地区及び中部地区で不法就労者全体の84.8%（7,618人）と高い割合を占めている。

表 34 稼働場所別不法就労事件の推移

(人)

都道府県	年	平成 20	21	22	23	24
総	数	32,471	26,545	18,490	13,913	8,979
東	京	5,862	4,618	3,462	2,763	1,740
愛	知	4,801	3,924	2,188	1,637	1,188
千	葉	2,824	2,784	2,316	1,919	1,088
神	奈	4,497	3,522	2,594	1,663	967
茨	城	2,465	2,448	1,805	1,286	891
埼	玉	2,784	2,215	1,528	1,112	616
大	阪	1,439	1,060	894	623	517
群	馬	1,980	1,375	717	447	249
静	岡	1,092	800	439	371	215
栃	木	1,097	776	401	278	191
そ	の	3,630	3,023	2,146	1,814	1,317

コラム 入管行政の最前線から（摘発担当入国警備官の声） （大阪入国管理局調査第一部門：揚張由宗）

私が所属している調査第一部門の主な業務は入管法違反者の摘発であり、その摘発先は、風俗営業店、工場、飲食店など多岐にわたります。皆さんの中にはテレビなどで摘発の状況を御覧になった方もいると思いますが、そのような場面はほんの一部に過ぎません。摘発するに至るまでには綿密な調査が必要です。

近年は、単純な不法入国、不法残留といった案件は少なくなり、一方で資格外活動や偽装結婚など違反の形態が変わってきており、巧妙化しています。そのため、摘発後も違反者に対し、継続して違反調査を行うなどの複雑な案件が増加し、一つ一つの事件処理が難しくなっています。

統計上、違反者の数は減少していますが、表面上は正規在留者を装う偽装滞在者が増え、その発見が難しくなっています。

そのほか、不法滞在者等が雇用されることに的確に対処するため、近年の入管法改正では、不法就労助長行為が、退去強制の対象として追加されました。私たちも同事案については摘発を強化しています。そのため、表立っては雇ってもらえない不法滞在者の中には地下に潜って不法就労する者もおり、その中には他の犯罪に手を染める者もいます。

私たちが、そのような違反者を摘発することで、日本の治安維持の一翼を担っていると考えると、仕事は大変ですが、やりがいは感じています。

違反者を減らすためには、入国管理局だけではなく、警察など他の官庁との連携、そして、何よりも一般の方々の理解と協力が必要不可欠だと思います。



④ 違反審判の概況

(1) 事件の受理・処理

退去強制事由に該当する疑いのある外国人は、入国警備官による違反調査の後、入国審査官に引き渡され、違反審査手続が行われる。同手続は、入国審査官による違反審査、特別審理官による口頭審理、法務大臣による裁決の三審制の仕組みとなっている。

平成24年における違反審査の受理件数は1万6,103件であり、18年以降連続して減少している（表35）。



違反審判風景

表35 違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移

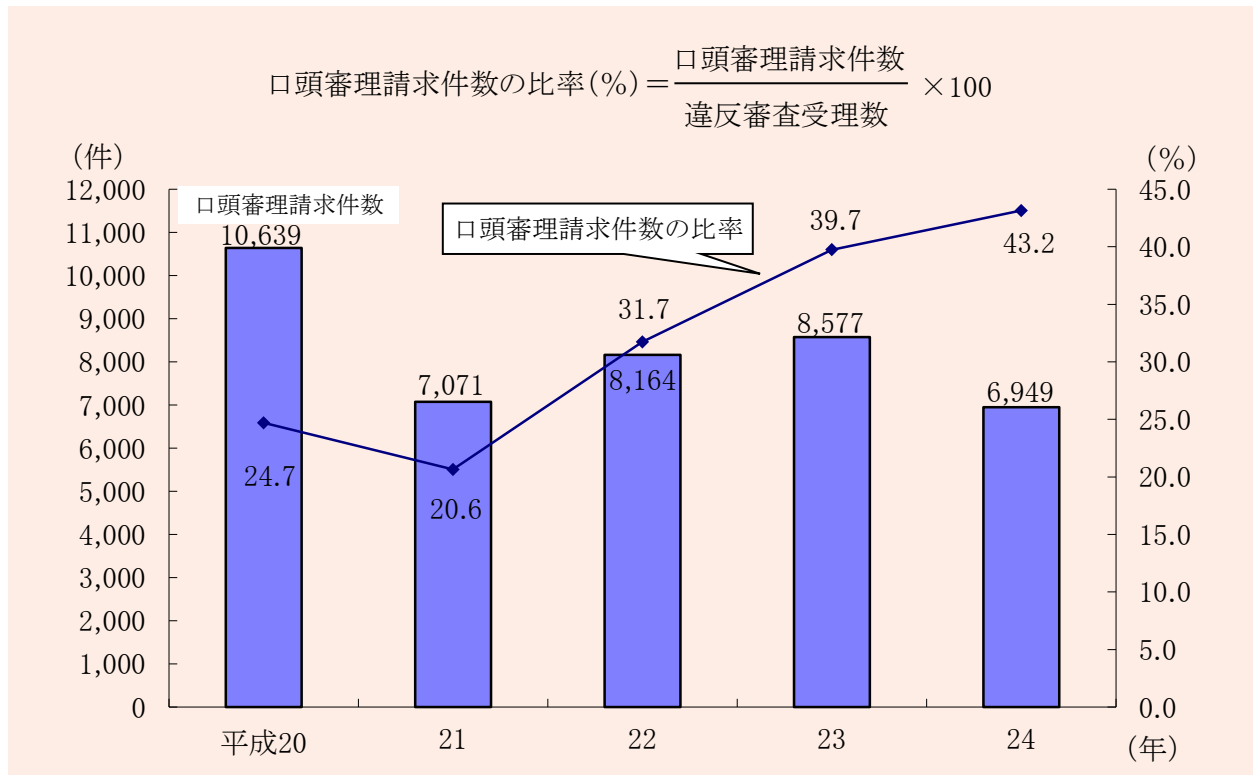
(件)

区分		年	平成20	21	22	23	24
違反 審査	受理		43,073 (3,274)	34,247 (1,234)	25,731 (1,375)	21,584 (771)	16,103 (748)
	既非該当		4	2	10	5	4
		退去強制令書発付	22,179	16,312	11,386	7,628	5,640
	済	口頭審理請求	10,639	7,071	8,164	8,577	6,949
		出国命令書交付	8,477	9,041	5,186	4,501	2,594
	未済, その他		1,774	1,821	985	873	916
口頭 審理	受理		11,247 (562)	7,607 (506)	8,777 (587)	9,286 (674)	7,755 (711)
	既非該当		2	-	1	3	-
		退去強制令書発付	166	104	112	120	101
	済	異議申出	10,515	6,876	7,949	8,389	6,952
		出国命令書交付	-	-	-	-	-
未済, その他		564	627	715	774	702	
裁決	受理		11,280 (682)	7,456 (561)	8,756 (712)	9,017 (526)	7,485 (459)
	既理由あり		3	1	-	7	2
		理由なし	10,593	6,630	8,107	8,440	6,887
	済	出国命令書交付	-	-	-	-	-
未済, その他		684	825	649	570	596	

(注) 受理件数の()内は前年からの繰越件数で内数である。

また、平成24年における違反審査後の口頭審理請求件数は6,949件で、違反審査受理数の43.2%に当たり、23年と比べ1,628件（19.0%）減少したが、その比率は3.5%増加している（図25）。

図25 口頭審理請求件数及びその比率の推移



口頭審理における特別審理官の判定を不服として法務大臣へ異議の申出をする件数は、平成24年は6,952件で23年と比べ1,437件（17.1%）減少している（表35）。

(2) 退去強制令書の発付

平成24年における退去強制令書の発付件数は7,329件で、退去強制事由別に見ると、不法残留が4,270件で、全体に占める割合は58.3%、不法入国の割合は19.5%となっており、いずれも23年とほぼ同様の比率となっている（表36）。

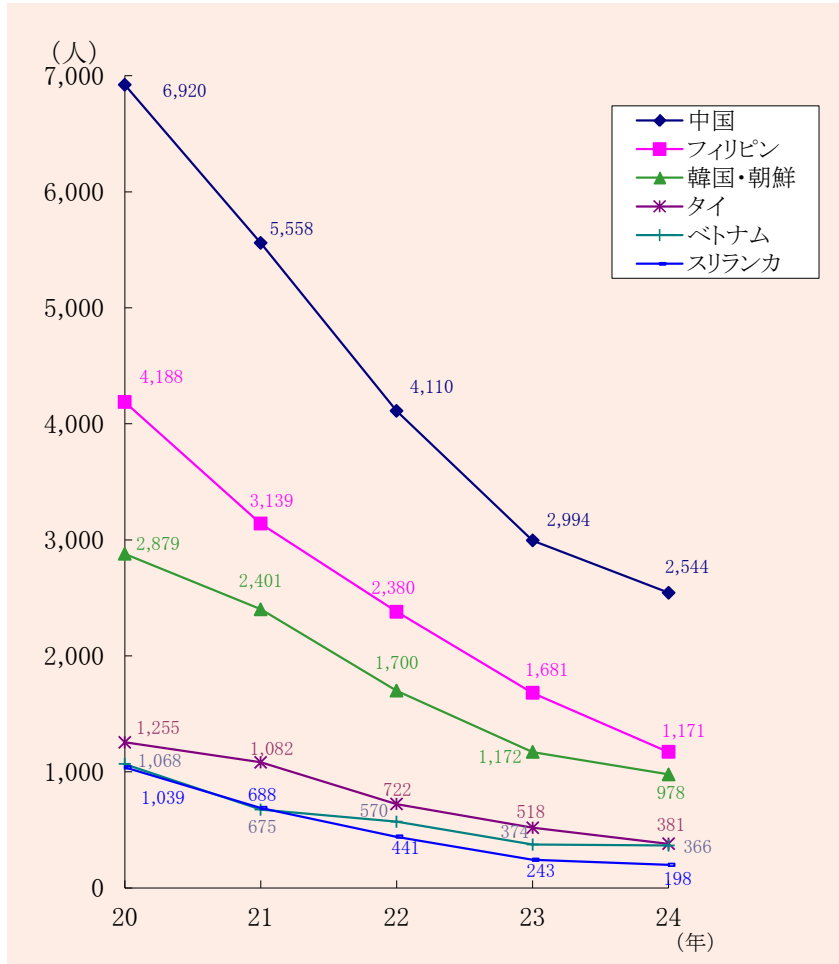
表36 退去強制事由別退去強制令書の発付状況

(件)

退去強制事由	年	平成20	21	22	23	24
総数		24,442	18,436	13,277	9,348	7,329
不法残留		16,966	12,130	8,665	5,588	4,270
不法入国		5,125	4,473	2,956	2,014	1,430
不法上陸		241	173	113	138	134
資格外活動		1,137	813	735	510	622
刑罰法令違反		805	641	477	771	576
その他		168	206	331	327	297

また、国籍・地域別に見ると、中国が2,544件で最も多く、全体の34.7%を占めており、次いでフィリピン1,171件（16.0%）、韓国・朝鮮978件（13.3%）の順となっている（図26）。

図26 主な国籍・地域別退去強制令書の発付状況



(3) 仮放免

平成24年中に収容令書により収容されていた者が仮放免された件数は2,128件で、23年と比べ3件（0.1%）減少している。また、退去強制令書により収容されていた者が仮放免された件数は1,137件で、23年と比べ75件（7.1%）増加している（表37）。

表37 仮放免許可件数の推移

(件)

令書の種類	年				
	平成 20	21	22	23	24
収容令書によるもの	1,918	2,265	2,095	2,131	2,128
退去強制令書によるもの	819	837	1,012	1,062	1,137

(4) 在留特別許可

平成24年に法務大臣が在留を特別に許可した外国人の数は5,336人であり、23年と比べ1,543人（22.4%）減少している。

なお、在留特別許可を受けた外国人の多くは、日本人と婚姻するなど、日本人等との密接な身分関係を有し、また実態として、様々な面で我が国に生活の基盤を築いている状況にある。

在留特別許可件数を退去強制事由別に見ると、平成24年は不法残留が4,304件（80.7%）で最も多い。次いで、不法入国・不法上陸の占める割合は9.2%となっており、不法残留、不法入国・不法上陸で全体の89.9%を占めている（表38）。

表38 退去強制事由別在留特別許可件数の推移

(件)

退去強制事由	年	平成20	21	22	23	24
総数		8,522	4,643	6,359	6,879	5,336
不法残留		6,521	3,508	4,939	5,569	4,304
不法入国・不法上陸		1,640	897	1,044	827	491
刑罰法令違反等		361	238	376	483	541

平成24年に在留特別許可された者を国籍・地域別に見ると、中国809件（15.2%）、韓国・朝鮮693件（13.0%）となっている（表39）。

表39 国籍・地域別在留特別許可件数の推移

(件)

国籍・地域	年	平成20	21	22	23	24
総数		8,522	4,643	6,359	6,879	5,336
中国		1,669	857	1,098	1,146	809
韓国・朝鮮		1,416	663	815	898	693
その他		5,437	3,123	4,446	4,835	3,834

(注) 表中「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

⑤ 送還の概況

平成24年中の被送還者数は6,459人であり、23年と比べ2,262人（25.9%）減少した。

国籍・地域別に見ると、中国が2,389人（37.0%）で最も多く、次いでフィリピン972人（15.0%）、韓国964人（14.9%）、ベトナム340人（5.3%）、タイ317人（4.9%）の順となっている（表40）。

表40 国籍・地域別被送還者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成20	21	22	23	24
総	数	23,931	18,241	13,224	8,721	6,459
中	国	6,805	5,475	4,266	2,997	2,389
フ	ィ	4,385	3,194	2,439	1,552	972
リ	ピ					
ン						
韓	国	2,873	2,423	1,715	1,171	964
ベ	ト	1,023	709	569	370	340
ナ	ム					
タ	イ	1,260	1,113	726	479	317
イ	ン	1,596	885	502	248	164
ド	ネ					
シ	ア					
ブ	ラ	268	307	226	204	143
ジ	ル					
ス	リ	1,046	684	419	196	141
ラ	ン					
カ						
ペ	ル	495	674	384	222	137
ー						
イ	ラ	358	231	174	140	126
ン						
そ	の	3,822	2,546	1,804	1,142	766
他						

(注) 表中「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。



送還風景

送還方法別に見ると、送還費用を自己負担する「自費出国」による送還が全体の95.5%を占めており、所持金がないなどの理由により送還費用を国費で負担した被送還者数は191人(3.0%)となっている。

なお、自費出国する者については、例年、被送還者全体の95%前後で推移している(表41)。

表41 送還方法別被送還者数の推移

(人)

送還方法	年	平成20	21	22	23	24
総	数	23,931	18,241	13,224	8,721	6,459
自	費	23,093	17,569	12,812	8,379	6,170
出	国					
入	管	407	200	106	86	78
法	59					
条	による					
送	還					
国	費	383	438	291	231	191
送	還					
(個					
別	送					
還)					
国	費	0	0	0	0	0
送	還					
(集					
団	送					
送	還					
)						
そ	の	0	0	0	0	0
他						
国	際	48	34	15	25	20
受	刑					
者	移					
送	条					
約						

(注1) 「国費送還(集団送還)」は、日本政府及び被送還者の所属国政府の費用負担により送還した場合等である。

(注2) 「その他」は、被送還者の所属国政府の費用負担により送還したものである。

(1) 自費出国

被送還者のうち、自費出国した者は6,170人（95.5%）であり、平成23年と比べ2,209人（26.4%）減少している（表41）。

なお、入国管理局では、被送還者の旅券、航空券又は帰国費用等の送還に必要な要件が整い次第、速やかに送還しているところであるが、送還に必要な要件が整っていない者については、退去強制手続と並行して、当該外国人から日本国内又は本国の関係者等に連絡を取るよう指導し、帰国費用等の調達に努めさせたり、旅券を所持しない者については、入国管理局から在日外国公館に対して旅券の早期発給に係る申入れを行うなどして早期送還に努めている（表42）。

表42 国籍・地域別自費出国による被送還者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成20	21	22	23	24
	数					
総	数	23,093	17,569	12,812	8,379	6,170
中	国	6,686	5,390	4,232	2,972	2,364
韓	国	2,836	2,402	1,704	1,158	947
フ	ィ	リ	ピ	ン		
		4,242	3,096	2,368	1,494	926
ベ	ト	ナ	ム			
		1,008	695	564	363	331
タ	イ					
		1,214	1,084	717	473	312
イ	ン	ド	ネ	シ	ア	
		1,549	878	496	244	164
ス	リ	ラ	ン	カ		
		986	667	404	186	135
イ	ラ	ン				
		279	177	142	123	114
ペ	ル	ー				
		460	617	328	198	113
ネ	パ	ー	ル			
		408	274	210	107	100
そ	の	他				
		3,425	2,289	1,647	1,061	664

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(2) 国費送還

入管法違反者の滞在期間が長期化し、滞在の態様も多様化しているところ、被退去強制者の中には、疾患を有する者、様々な理由で送還を忌避する者、帰国費用を調達することができない者等がいるが、これらの者のうち、平成24年中に個々の状況等を勘案して国費により送還した者は191人（3.0%）であり、23年と比べ40人（17.3%）減少している。

(3) 運送業者の責任と費用による送還

航空会社等の運送業者は、一定の要件の下で被退去強制者をその責任と費用により送還（入管法第59条による送還）しなければならない（注）が、その数は平成24年中は78人（1.2%）であり、23年と比べ8人（9.3%）減少している（表41）。

(注) 運送業者は、船舶等の長とともに乗員や乗客を掌握すべき立場にあり、入管法上、一定の責任と義務が課されているが、その一つとして、その責任と費用で一定の要件に該当する外国人を速やかに本邦外の地域へ送還することが義務付けられている（入管法第59条）。

例えば、上陸を拒否され退去命令を受けているにもかかわらず退去しなかったり、特例上陸許可を受けて上陸したものの、不法残留したりする外国人などの場合がこれに当たる。

6 出国命令事件

(1) 違反調査

平成24年に出国命令手続を執り入国警備官が入国審査官に引き継いだ者は2,587人で、入管法違反者全体の17.0%を占めている。

ア 国籍・地域別

国籍・地域別に見ると、中国が1,244人（48.1%）で最も多く、次いで韓国343人（13.3%）、フィリピン338人（13.1%）、タイ109人（4.2%）、ベトナム93人（3.6%）の順となっており、これら上位5か国で全体の82.2%を占めている（表43）。

表43 国籍・地域別出国命令による引継者数（平成24年）

(人)

国籍・地域	適条	総数	24-2の3	24-4-ロ	24-6	24-6の2	24-7
総数		2,587	5	2,489	45	1	47
中国		1,244	4	1,221	16	0	3
韓国		343	0	341	0	0	2
フィリピン		338	1	306	11	0	20
タイ		109	0	103	3	0	3
ベトナム		93	0	90	1	0	2
インドネシア		90	0	83	6	1	0
スリランカ		53	0	52	0	0	1
モンゴル		50	0	48	1	0	1
ペルー		39	0	34	0	0	5
台湾		29	0	28	0	0	1
その他		199	0	183	7	0	9

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

イ 適条別

適条別に見ると、入管法第24条第4号ロ該当容疑が2,489人（96.2%）と最も多く、次いで入管法第24条第7号該当容疑が47人（1.8%）、入管法第24条第6号該当容疑が45人（1.7%）の順となっている（表43）。

(2) 審査

ア 事件の受理・処理

平成24年における出国命令事件の受理件数は2,594件であり、違反審査受理件数全体の16.1%に当たり、23年と比べ1,907件（42.4%）減少している。

出国命令対象者については、自ら出国を希望して出頭しているものであることから、入国警備官からの引継ぎ後速やかに処理している。

イ 出国命令書の交付

平成24年に出国命令対象者であるとして出国命令書の交付を受けた者は2,594人であった。

これを国籍・地域別に見ると、中国が1,252人で最も多く全体の48.3%を占めており、次いで韓国・朝鮮348人（13.4%）、フィリピン336人（13.0%）、タイ109人（4.2%）、ベトナム92人（3.5%）の順となっており、上位5か国で全体の82.4%を占めている（表44）。

表44 国籍・地域別出国命令書の交付状況

(件)

国籍・地域	年	平成20	21	22	23	24
総	数	8,477	9,041	5,186	4,501	2,594
中	国	3,136	3,200	2,220	2,252	1,252
韓	国・朝鮮	1,142	885	728	582	348
フ	ィリピン	1,141	1,329	754	456	336
タ	イ	222	288	229	139	109
ベ	トナム	472	603	189	189	92
イ	ンドネシア	590	707	183	146	90
ス	リランカ	238	327	151	136	53
モ	ンゴル	153	126	82	113	50
ペ	ル	212	367	93	61	37
ブ	ラジル	75	103	48	42	22
そ	の他	1,096	1,106	509	385	205

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(3) 出国確認

出国命令対象者は在留期限内に出国する外国人と同様、出国港においてEDカード1通を入国審査官に提出し出国の証印を受けるとともに、入国審査官に自らの出国命令書を提出する必要がある。

第6章 難民認定業務等の状況

我が国は、難民の受入れを国際社会において果たすべき重要な責務と認識し、昭和56年に難民条約に、次いで57年には難民議定書（以下、難民条約と難民議定書を合わせて「難民条約等」という。）に順次加入するとともに、難民認定手続に係る必要な体制を整えてきたところである。

その後も、より公正な手続によって難民の適切かつ迅速な庇護を図る観点から難民認定制度を見直し、仮滞在許可制度の新設及び難民審査参与員制度の新設等を含む改正入管法が平成17年5月16日から施行されている。

入国管理局は、難民認定制度を適正に運用するとともに、組織及び審査体制を整備強化するなどして迅速かつ適切な処理に努めている。

第1節 難民認定の申請及び処理

① 難民認定申請

平成24年に我が国において難民認定申請を行った者は2,545人であり、23年に比べ678人（36.3%）増加し、前年に引き続いて過去最高の申請数となった（表45）。

表 45 難民認定申請数の推移

	平成20年	21	22	23	24
申請数	1,599	1,388	1,202	1,867	2,545

(人)

申請者の国籍・地域は50か国にわたり、主な国籍・地域は、申請の多い順にトルコ423人（16.6%）、ミャンマー368人（14.5%）、ネパール320人（12.6%）、パキスタン298人（11.7%）、スリランカ255人（10.0%）、バングラデシュ169人（6.6%）、インド125人（4.9%）、ナイジェリア118人（4.6%）、ガーナ104人（4.1%）、カメルーン58人（2.3%）となっている。

また、申請者の申請時における在留状況は、正規在留者が1,777人（69.8%）、不正規在留者が768人（30.2%）であり、不正規在留者のうち、収容令書又は退去強制令書が発付された後に申請を行った者は586人（76.3%）となっている。

なお、申請者の22.5%に当たる573人が、過去に難民認定申請を行ったことがあり、このうち正規在留者は279人（うち、難民認定申請中であることを理由に付与された在留資格「特定活動」を有する者は90.7%）、不正規在留者は294人（うち、既に退去強制令書の発付を受けている者は82.7%）となっている。

② 難民認定申請の処理

平成24年における難民認定申請の処理は2,198人であり、23年に比べ79人（3.7%）増加している。その内訳は、難民と認定した者5人、難民と認定しなかった者2,083人、申請を取り下げた者等110人であった。

なお、難民条約等に規定する難民の定義には該当せず、難民として認定されなかった者についても、例えば本国の状況等により帰国が困難である者又は日本で在留を認めるべき特別な事情がある等の特殊な事情がある者に対しては、諸般の事情を考慮した上で、出入国管理行政の枠の中で柔軟に対応しているところであり、平成24年は112人が在留を認められている（表46）。

表 46 庇護数の推移

(人)

難民	昭和53～ 平成19年	20	21	22	23	24
	認定難民	451	57	30	39	21
定住難民	11,319			27	18	0
その他の庇護	522	360	501	363	248	112
合計	12,292	417	531	429	287	130

(注1) 「認定難民」とは、入管法の規定に基づき、難民条約上の難民として認定された者の数である。（難民不認定とされた者の中から異議申立ての結果認定された数を含む。）

(注2) 「定住難民」とは、インドシナ難民（昭和53年4月28日の閣議了解等に基づき、ベトナム・ラオス・カンボジアにおける政治体制の変革等に伴い周辺地域へ逃れた者及び55年6月17日の閣議了解の3の定める呼寄せ家族で我が国への定住を認めたもの）及び第三国定住難民（平成20年第三国定住難民（20年12月16日の閣議了解に基づき、タイで難民として一時的な庇護を受けていた者で、第三国への定住を希望するものとして受け入れた者）であり、昭和53年から平成17年まではインドシナ難民、22年以降は第三国定住難民の数である。定住難民として受け入れられた後、条約難民として認定された者（認定難民）もあり、合計欄では重複して計上されている。

(注3) 「その他の庇護」とは、難民不認定とされた者のうち、入管法第61条の2の2第2項により在留特別許可を受けた者及び人道上の配慮を理由に在留が認められ在留資格変更許可等を受けた者の数である。

③ 仮滞在許可制度の運用状況

平成24年における仮滞在許可者は74人で、23年に比べ3人（4.2%）増加している。

仮滞在の許可の可否を判断した人数は701人であるが、許可されなかった者に係る主な理由は、

- 本邦に上陸した日（本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあつては、その事実を知った日）から6か月を経過した後に難民認定申請をしたこと…410人
- 既に退去強制令書の発付を受けていたこと…320人である（注）。

(注) 1人の申請者について許可しなかった理由が複数ある場合は、そのすべてを計上している。

第2節 異議申立て

① 異議申立て

平成24年に難民の認定をしない処分等（以下「難民不認定処分等」という。）に対する異議申立てを行った者は1,738人であり、23年と比べ19人（1.1%）増加している（表47）。

表47 難民不認定処分等に対する異議申立数及び処理状況の推移

(人)

区分	年	昭和57 ～ 平成17	18	19	20	21	22	23	24	総数
難民不認定		2,773	389	446	791	1,703	1,336	2,002	2,083	11,523
異議申立て (異議申出)		1,862	340	362	429	1,156	859	1,719	1,738	8,465
決定等	理由あり	32	12	4	17	8	13	14	13	113
	理由なし	1,425	127	183	300	230	325	635	790	4,015
	取下げ等	295	33	34	34	70	113	231	193	1,003

(注) 平成17年5月16日に施行された改正入管法により「異議申立て」手続が新設されたことから、同法施行以前になされた異議の申出は、施行後に「異議申立て」に読み替えられることになった。

② 異議申立ての処理

平成24年における異議申立ての処理は996人であり、23年に比べ116人（13.2%）増加している。その内訳は、異議申立てに理由があるとされた者13人（前年14人）、異議申立てに理由がないとされた者790人（前年635人）、異議申立てを取り下げた者等193人（前年231人）であった（表47）。

第3節 難民審査参与員制度の意義と運用状況

難民異議申立手続の公正性・中立性を図るべく、平成17年5月に難民審査参与員制度が発足し、法務大臣は、難民不認定処分等に係る異議申立てに対する決定に当たっては、難民審査参与員の意見を聴かなければならないものとされた。

難民審査参与員は、人格が高潔であって、難民認定に係る異議申立てに関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者から任命することとされ、UNHCR、日本弁護士連合会、難民事業本部等からの推薦を受けるなどして法務大臣が任命している。

法務大臣は、異議申立てを受けたすべての案件について、難民審査参与員の意見を聴かなければならないとされており、これに先立ち、異議申立人等がその意見を述べる口頭意見陳述及び、難民調査官や難民審査参与員が異議申立人等に対して質問をする審尋が行われている。

平成24年における口頭意見陳述・審尋期日の開催回数は延べ712回である。

難民審査参与員は、口頭意見陳述・審尋期日の実施後、他の難民審査参与員と意見を交換した上、意見書を作成して法務大臣に提出する。

平成24年に難民審査参与員から意見書が提出された案件数は718件である。

なお、同制度発足後平成24年末までの間、法務大臣において、難民審査参与員の意見（意見が分かれたものについては多数意見）と異なる処理をした例はない。

第4節 一時庇護のための上陸の許可

一時庇護のための上陸の許可について、過去5年間（平成20年から24年まで）に194件の申請があり、15件許可している。

コラム 入管行政の最前線から（難民調査官の声） （東京入国管理局難民調査部門：辰己友宏）

私は、東京入国管理局で難民調査官として、勤務しております。私は、日々の業務の中で、難民調査官の資質として、以下のことが必要だと強く感じております。

まず、難民調査官は「よき法律実務家」でなければなりません。難民調査官は、難民条約等に規定される難民に該当するか否かの判断をするために、事実の調査をするのですから、日本の法令や難民条約等に精通しその法律や条約の内容を十分に理解していなければ、的を射た調査をすることは到底できません。

次に難民調査官は「よき研究者」であることも必要だと思います。我が国では、様々な国・地域の出身者から難民認定申請がされています。各地の治安状況はもちろん、文化、歴史等に通暁していなければ、申請者の状況を正確に把握することはできません。そのために難民調査官は、書籍や新聞、インターネット等、様々な手段で申請者の出身国情報を収集し分析を行っています。

さらに、難民調査官は「よき聞き手」でなければならないと思います。申請者は、証拠や資料を本国から持ち出していないことも多いため、申請者の供述はとても重要です。また、本国で拷問を受けるなど過酷な体験を申し立てる申請者の中には、自らの体験であるにもかかわらず、記憶が飛び飛びであったり、混乱していたり、同じことを繰り返し訴えたりする者もいます。難民調査官は、この濁流のような訴えに真しに向き合い、申請者が伝えようとしている真実を、1つ1つ砂金を集めるかのように、細心の注意を払いながら、余すところなく汲み取っていかなければなりません。



入国管理局では、このような難民調査官の育成のために、様々な研修等を実施しています。私は幸いにも、UNHCRの実務研修にジュネーブ本部等で2週間、マレーシア事務所で2か月間、参加する機会に恵まれ、国際的な難民認定手続の最前線を体験することができました。難民調査官の職務は、特殊で難しく、日々、勉強の毎日です。しかし、人の命に直結する重責を肝に銘じ、努力していきたいと思っております。

第7章 人身取引対策の推進及び外国人DV被害者の適切な保護

第1節 人身取引対策の推進

① 人身取引被害者の保護

人身取引は、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められている。これは人身取引が、その被害者、特に女性と児童に対して、深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その損害の回復が困難であるためであり、関係省庁は平成16年12月に策定された「人身取引対策行動計画」及び21年12月に策定された「人身取引対策行動計画2009」により対応しているところである。

入国管理局が平成24年に人身取引の被害者として保護（帰国支援を含む。）の手續を執った外国人は9人（前年21人）となっており、国籍・地域別の内訳は、フィリピン4人（前年13人）、タイ4人（前年8人）、台湾1人（前年なし）となっている。

被害者9人のうち、正規在留者は8人（前年6人）、入管法違反（不法残留）となっていた者は1人（前年15人）であった。なお、入管法違反となっていた被害者については、在留特別許可を行った（表48）。

被害者数は入国管理局が統計を取り始めた平成17年に115人保護した後大幅に減少し、ここ数年は20～30人前後で推移しているところ、24年においてはさらに減少している。これは、人身取引対策行動計画の下、政府一体となって総合的・包括的な人身取引対策に取り組んでいることや、「興行」の在留資格に係る基準省令の見直しや厳格な上陸審査の実施などの人身取引の防止のための対策が一定の効果を上げていることによるものと考えられる（表49）。

表48 人身取引の被害者数（平成24年）

国籍・地域	内訳	人身取引の被害者		合計
		正規在留者	入管法違反者 (うち在留特別許可)	
フィリピン		4	0	4
タイ		3	1(1)	4
台湾		1	0	1
総数		8	1(1)	9

(注) 正規在留者8人の在留資格別の内訳は、「日本人の配偶者等」5人、「短期滞在」3人となっている。また、在留特別許可を行った1人の違反形態は、不法残留となっている。

表 49 人身取引被害者数の推移

(人)

被害者数・内訳	平成17年	21	22	23	24
人身取引被害者総数	115	20	29	21	9
正規在留者	68	9	23	6	8
入管法違反者 (うち在留特別許可)	47(47)	11(11)	6(6)	15(15)	1(1)

② 人身取引加害者の退去強制

平成24年に入国管理局が人身取引の加害者として退去強制した者は4人（前年3人）であり、国籍・地域別の内訳は、全てタイ人となっている。

なお、平成23年は台湾2人、タイ1人を退去強制している。

第2節 外国人DV被害者の適切な保護

① 概要

配偶者からの暴力（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、人身取引事案と同様、人道的観点から迅速・的確な対応を求められている。

入国管理局においては、DVが重大な人権侵害である等の観点から、DV被害者である外国人に対しては、関係機関と連携して被害者の身体の保護を確実なものとする一方、DV被害のために別居を余儀なくされたり、提出資料が用意できない被害者からの在留期間の更新申請や、DV被害を要因として在留資格の変更が必要となった被害者からの在留資格の変更申請については、原則としてこれを許可し、また、DV被害を原因として不法残留等の入管法違反となっている場合は、在留を特別に許可するなど適切に対応している。

また、平成20年1月に施行された、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正法及び同法施行に合わせて策定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」を踏まえ、同年7月に制定した措置要領により、DV被害者を認知した場合には、DV被害者が心身ともに過酷な状況に置かれていたことに十分考慮し、心身の状況等に応じて適切に対処するとともに、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所及び警察等関係機関との連携を図り、被害者のより一層の保護に努めている。なお、地方入国管理局で事案を認知した際は速やかに本省に報告を行うこととしている。

(注) 平成17年の入管法改正により、「人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者」が退去強制の対象（入管法第24条第4号ハ）となった。

② 外国人DV被害者の認知件数

入国管理局では、被害者の保護を旨とし、関係機関との連携を図りつつ、在留審査又は退去強制手続において、被害者本人の意思及び立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案し、人道上の観点から適切に対応しているところ、平成24年中に、在留期間更新申請や退去強制手続の過程等において把握した外国人DV被害者は78人であった。

認知した被害者については、個々の事情を勘案し、そのほとんどの者について在留期間更新許可や在留特別許可等を行った（表50）。

表50 DV被害者把握状況（平成24年）

（人）

国籍・地域	認知状況	在留審査手続	退去強制手続	相談のみ	その他	合計
フィリピン		30	4	4	1	39
中国		8	1	5	0	14
韓国		7	0	1	0	8
タイ		2	0	2	0	4
ブラジル		1	0	3	0	4
ネパール		2	0	0	0	2
ペルー		0	0	2	0	2
アメリカ		1	0	0	0	1
コロンビア		1	0	0	0	1
台湾		0	0	1	0	1
ポーランド		0	0	1	0	1
ルーマニア		1	0	0	0	1
総数		53	5	19	1	78

（注）表中「中国」には、台湾、香港、その他を含まない。